

第34期 第1回 横浜市児童福祉審議会（総会）

[日時]令和4年11月14日（月）午後6時～
オンライン開催

1 こども青少年局長あいさつ

2 委員の紹介

3 審議会の概要説明

4 議題

- (1) 正副委員長の選出
- (2) 部会所属委員の指名

5 報告事項

- (1) 各部会からの報告
- (2) 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告
- (3) 令和3年度 被措置児童等虐待について
- (4) 地域療育センターの見直しについて
- (5) こども青少年局における医療的ケア児の支援について
- (6) 保育・教育施設における児童の車両送迎に係るガイドラインについて
- (7) その他

=====

資料1-1 第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

資料1-2 第34期横浜市児童福祉審議会 臨時委員名簿

資料2 第34期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

資料3 児童福祉審議会の概要、横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料4 部会報告 里親部会

資料5 部会報告 保育部会

資料6 部会報告 児童部会

資料7 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和3年度実施状況報告（概要）

資料8 令和3年度 被措置児童等虐待について（報告）

資料9 地域療育センターの見直しについて

資料10 こども青少年局における医療的ケア児の支援について

資料11 保育・教育施設における児童の車両送迎に係るガイドライン〔記者発表資料〕

参考資料1 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和3年度実施状況報告書

参考資料2 保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン

=====

第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	アオヤギ 寛子 青柳 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
2	アヤマ 鉄兵 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
3	アシ 要一 明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長
4	アラキダ 百合 荒木田 百合	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
5	イシ 章仁 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
6	イサ 光章 岩佐 光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市西部地域療育センター センター長
7	オオバ 良治 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
8	オギノ 宏 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 教授
9	カヤマ 勢津子 加山 勢津子	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表
10	カワゴエ 理香 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
11	コバヤシ 理 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
12	【新】サイタ 裕史 斎田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
13	【新】サカモト 耕一 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
14	シバ 昌史 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
15	タカハシ 温 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
16	タカハシ 雄一 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥 横浜市東部地域療育センター 所長
17	タベ 有二 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
18	テン 美穂 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
19	【新】パング 希江 パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
20	ホシカワ 一美 細川 一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長
21	モリ 佳代子 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	ヤマセ 範子 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授

第34期横浜市児童福祉審議会 臨時委員名簿

(敬称略・50音順)

所属部会	氏名	所属・役職等
保育部会	オオサワ ヒロミ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
	オギ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	クラネ ミホ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
	シズ ジュンヤ 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
児童部会	シヤマ ナヲ 森山 直人	千葉大学学生相談室 グランドオフィサー
放課後部会	【新】 スズキ 裕子 鈴木 裕子	国土舘大学文学部教育学科 教授
	ツイ 沼朗 角井 沼朗	横浜市小学校長会 副会長
	ヘノミ シンイチ 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	マツタ ユカ 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
	ミヤザキ リョウ子 宮崎 良子	横浜市民生委員児童委員協議会栄区主任児童委員連絡会 代表
	ミナガ チコ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
児童虐待による 重篤事例等 検証委員会	アリモ アズサ 有本 梓	横浜市立大学大学院医学系研究科看護学専攻・医学部看護学科 地域看護学分野 准教授
	カワサキ フミヒコ 川崎 三三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
	タカフジ キョウカ 高藤 杏花	神奈川県弁護士会所属弁護士
	フジタ ジュンイチ 藤田 純一	横浜市立大学附属病院 児童精神科医
児童相談所 一時保護所 外部評価委員会	オオカ ちあり 大塚 ちあり	横浜市教育委員/元小学校長
	イノネ 桂名子 池宗 桂名子	神奈川県弁護士会所属弁護士
	【新】 イカワ キズヒロ 市川 泰広	横浜市立大学附属病院 小児科医
	【新】 マツカ ヒデオ 松坂 秀雄	横浜市教育委員会事務局人権教育・児童生徒課カウンセラー統括/ 元東京福祉大学心理学部専任講師
児童虐待対応 調査委員	【新】 イズミ 路代 泉 路代	神奈川県弁護士会所属弁護士
	イノベ ツカサ 田代 宰	神奈川県弁護士会所属弁護士
	ヨシノ カズ子 横溝 和子	横浜市人権擁護委員
特定教育・保育 施設等における 重大事故の再発 防止のための 検証委員会	キリコ マツ人 城所 真人	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 保育部会長
	キムラ アキ子 木村 明子	保育者の専門性研究会 世話人
	ミズタ カン 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
	ミツ 恵美 箕輪 恵美	全国国公立幼稚園・こども園長会 会長/中央区立有馬幼稚園園長
	【新】 ムラタ 陽子 村田 陽子	神奈川県弁護士会所属弁護士

横浜市児童福祉審議会〔総会〕 事務局名簿

資料 2

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	福 嶋 誠 也
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	青少年部長	遠 藤 寛 子
	保育・教育部長	齋 藤 眞 美 奈
	保育・教育部保育対策等担当部長	本 城 泰 之
	こども福祉保健部長	武 居 秀 顕
	こども福祉保健部担当部長	浦 崎 眞 仁
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	放課後児童育成課長	永 松 弘 至
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野 澤 裕 美
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課担当課長	眞 舘 裕 子
	保育・教育認定課長	大 槻 彰 良
	保育対策課長	渡 辺 将
	保育対策課担当課長	大 島 範 子
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	安 達 友 彦
	こども家庭課長	上 原 嘉 明
	地域子育て支援課長	廣 瀬 綾 子
	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸 矢 崎 悦 子
	こどもの権利擁護課長	柴 山 一 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	村 上 和 孝
	障害児福祉保健課長	及 川 修
	中央児童相談所副所長	深 見 和 夫
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石 神 光	
係 長	保育・教育支援課事業調整係長	佐 藤 眞 知
	保育・教育運営課担当係長	野 村 昭 子
	保育対策課担当係長	楨 村 瑞 光
	こども施設整備課担当係長	佐 藤 洋 平
	こども家庭課担当係長	木 寺 洋
	地域子育て支援課担当係長	高 瀬 博 子
	こどもの権利擁護課担当係長	浅 野 信
	こどもの権利擁護課養護支援係長	稲 村 良 介
	障害児福祉保健課担当係長	嶋 田 慶 一

事務担当

企画調整課長	田 口 香 苗
企画調整課担当係長	生 野 元 康

横浜市児童福祉審議会の概要

1 概要

(1) 設置

昭和31年11月 1 日

(2) 権限

- ア 市長の諮問に答えること
- イ 関係行政機関に意見を具申すること。
- ウ 関係行政機関に対し、その職員の出席説明や資料の提出を求めること。
- エ 個々の児童福祉行政に関し意見を述べること。

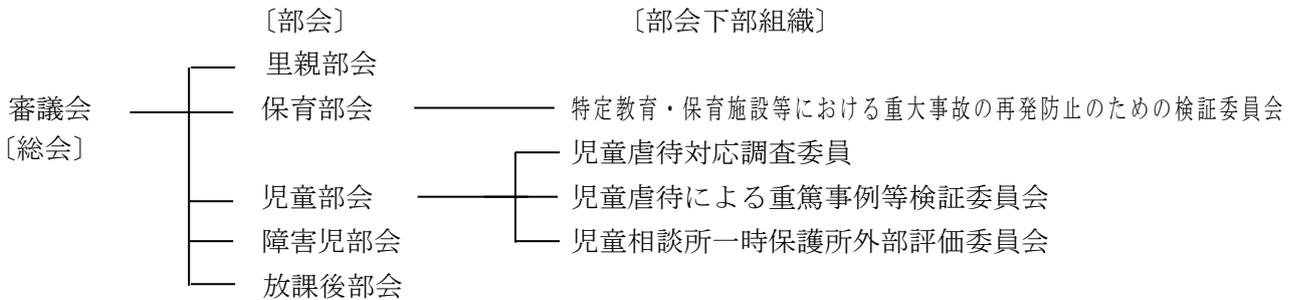
(3) 調査・審議事項

- ・ 里親等への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、及びこれらの措置を解除、停止、変更する場合、児童やその保護者の意向と一致しないときの意見（児童福祉法第27条第6項）
- ・ 被措置児童等虐待への市の措置に係る報告への意見（児童福祉法第33条の15）
- ・ 児童福祉施設の設備又は運営が条例で定める基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害であると認められるときの意見（児童福祉法第46条第4項）
- ・ 無認可児童福祉施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見（児童福祉法第59条第5項） 等

(4) 委員数

25人以内（任期 2 年）

(5) 審議会組織構成



2 部会について

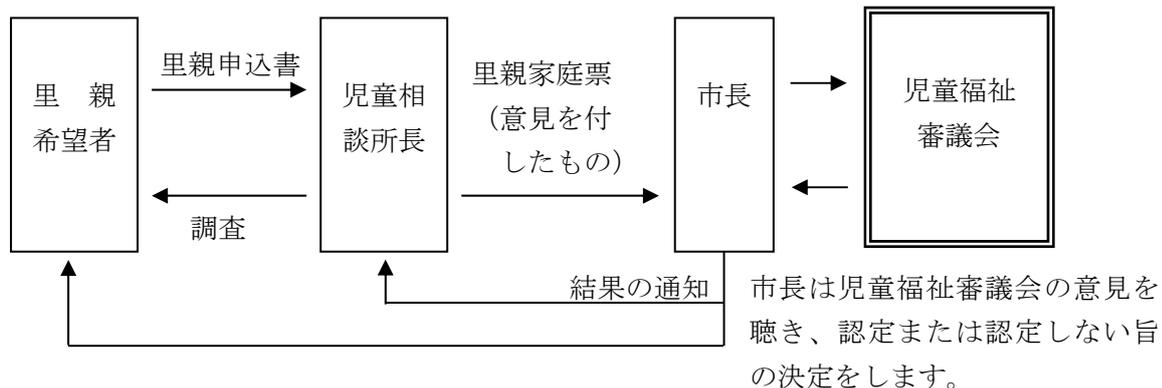
(1) 里親部会（委員5人・随時開催）

里親の認定、その他里親に関することを審議します。

ア 里親の認定

児童福祉法（第6条の4）で定義されている制度であり、この制度の意義は、家庭での養育に欠ける児童に、その全人格を養護し育成するための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、児童の健全な育成を図ることにあります。

【里親の認定方法】



イ その他、里親に関すること

里親認定の取消や登録更新等の報告、その他、里親に関することについて審議します。

(2) 保育部会（委員6人、臨時委員4人・随時開催）

保育所、家庭的保育事業等の認可に関すること、家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること、その他保育に関することを審議します。

※下部組織として、『特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会』を設置

ア 保育に関すること

家庭的保育事業等の認可に関すること、保育所の設置認可に関すること、家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること、その他保育に関すること（他の附属機関が所掌するものを除く）を審議します。

イ 下部組織

特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会において、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における子どもの死亡事故等の重大な事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な発生防止策を検討します。

(3) 児童部会（委員4人、臨時委員1人・月1回開催）

児童相談所の措置等にあたっての意見聴取、児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること、その他児童の援助に関することを審議します。

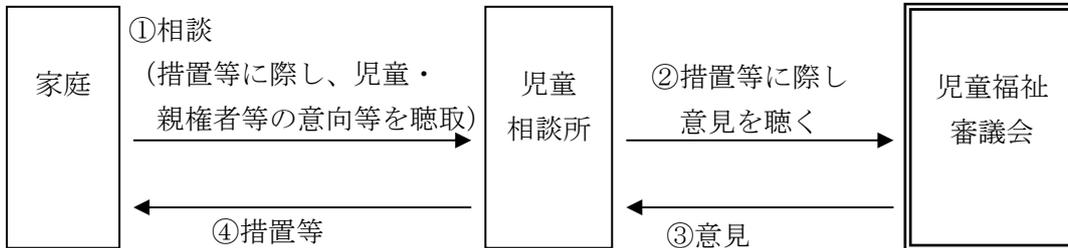
ア 児童福祉審議会への意見聴取の趣旨

児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようという趣旨によるものです。

イ 児童福祉審議会の意見を聴く場合

児童相談所が相談に応じた事例について、以下の要件に該当する場合は児童福祉審議会に意見を聴かなければなりません。

- (ア) 子ども若しくは親権者等の意向が児童相談所の措置と一致しない場合
- (イ) 児童福祉法第 28 条に基づく申立て又は親権停止により施設入所した児童が家庭復帰する場合
- (ウ) その他、児童相談所長が必要と認めるとき



ウ 被措置児童等虐待の児童福祉審議会への報告

横浜市被措置児童等虐待防止対応事務取扱要領（平成 24 年 1 月 12 日制定）に基づき、被措置児童等の虐待状況等について、児童福祉審議会に報告します。

エ 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先を審査します。

オ 下部組織

(ア) 児童虐待対応調査委員

主に施設内虐待について、第三者機関として調査を行います。

(イ) 児童虐待による重篤事例等検証委員会

児童虐待による重篤事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。

(ウ) 児童相談所一時保護所外部評価委員会

一時保護所の入所児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、居住環境や援助内容について、外部の有識者による評価を実施します。

(4) 障害児部会（委員 3 人・随時開催）

障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事、その他障害児の福祉に関する事を審議します。その他、障害児の福祉に関する制度改正や主要事業などについて意見交換を行います。

(5) 放課後部会（委員 3 人、臨時委員 6 人・随時開催）

放課後児童健全育成事業者への行政指導又は行政処分を行うにあたっての意見聴取、その他設備及び運営の基準に関する事を審議します。

ア 児童福祉審議会への意見聴取の趣旨

放課後児童健全育成事業者に対して、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号、以下「基準条例」という。）を遵守し、その設備及び運営を向上するように行政指導又は行政処分を行う際に、専門性や客観性の確保を担保するために意見聴取を行います。

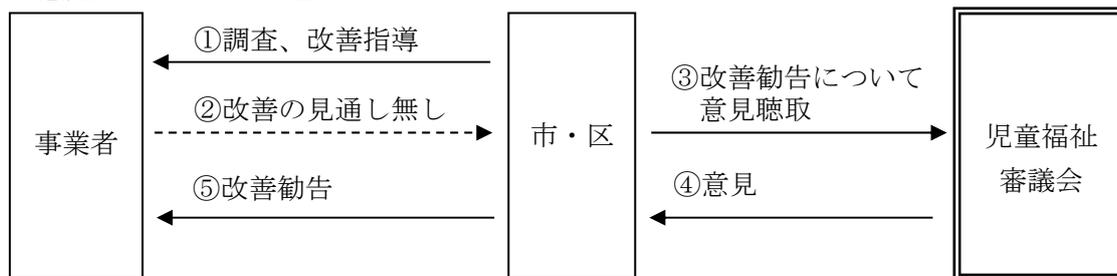
イ 児童福祉審議会の意見を聴く場合

放課後児童健全育成事業者に対して、基準条例に基づき、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるため、次のようなときに意見を聴きます。

- (ア) 基準条例を満たさない場合に行う指導の後、改善の見通しがなく、改善勧告を行うとき。※
- (イ) 改善勧告を行ったにも関わらず改善の見通しがなく、事業の制限又は停止を命ずるとき。※
- (ウ) その他、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の向上のために必要なとき。

※児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、意見聴取を行わずに事業者への措置を講ずることがあります。

《意見聴取のイメージ図》



○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和4年4月1日 こ企第32号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関すること。（第8項第1号関係） 2 その他、里親等に関すること。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関すること（第8項第5号関係） 2 保育所の設置認可に関すること（第8項第6号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第8項第7号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第8項第11号関係） 5 その他、保育に関すること。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第8項第9号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第8項第2号関係） 3 児童虐待等の調査に関すること（第8項第12号関係） 4 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（第8項第13号関係）

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第14号関係) 6 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第8号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第10号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び第4号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
 - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (5) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (6) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)第4条第1項に規定する事項
 - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関する事

(12) 児童虐待等の調査に関すること

(13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係）

(14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかつて定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和3年度、令和4年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和4年3月1日～令和4年10月31日

資料 4

里親部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第6回	令和4年7月13日 14:00～17:00	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 5件 養子縁組里親 2件 計7件 (2) 審議結果 7件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告

2. 主な報告事項

第6回	
報告事項	(1) 里親の認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された7件を承認した。
主な意見	特になし

第33期横浜市児童福祉審議会第6回里親部会の審議結果

No.	所管	種別	審議結果	No.	所管	種別	審議結果
1	北部見相	養育	承認	5	西部見相	養育	承認
2	中央見相	養育	承認	6	南部見相	養育	承認
3	西部見相	養子縁組	承認	7	南部見相	養育	承認
4	西部見相	養子縁組	承認				

令和3年度、令和4年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和4年3月1日～令和4年10月31日

資料 5

保育部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第9回	令和4年3月29日 18:00～21:00	<p>1 審議事項</p> <p>(1)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について</p> <p>(2)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(3)横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(4)民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第10回	令和4年6月30日 18:00～21:50	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況について(令和3年度)</p> <p>2 審議事項</p> <p>(3) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(4) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について</p>
第11回	令和4年8月1日 18:30～20:00	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p>
第12回	令和4年9月8日 18:00～20:20	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第13回	令和4年10月5日 18:00~20:20	I 審議事項 (1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人等の審査について (2) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

3

2. 主な報告事項

第9回	
報告事項	(1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
報告内容	審議の結果、付議された4件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	・すべて市外法人だが、市内法人から応募はないのか。
報告事項	(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された6件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された4件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

4

第9回	
報告事項	(4)民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された4件のうち3件を補助金交付先とすることとなりました。また、令和2年度に採択した1件が辞退したため、次点であった1件を繰り上げて補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第33期児童福祉審議会第9回保育部会の審議結果

5

第10回	
報告事項	(1)令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について
報告内容	令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について報告を受けた。
主な意見	特になし
報告事項	(2)新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況について（令和3年度）
報告内容	新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況（令和3年度）について報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・重症者が減っているなか、神奈川県の方針と同じように濃厚接触者の特定についてやめても良いのではないか ・それまで区が行ってきた濃厚接触者の確認と休園の相談について、2月～3月には局のコールセンターで迅速に対応していただいていたが良かった

6

第10回	
報告事項	(3)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された2件のうち1件を認可対象・補助金交付先とし、1件は継続審議とすることを承認した。
主な意見	運営計画書について、再度法人にヒアリングしてほしい。
報告事項	(4)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された13件のうち11件を認可対象とし、そのうち4件が自主財源整備のため、7件について補助金を交付することを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第33期児童福祉審議会第10回保育部会の審議結果

7

第11回	
報告事項	(1)内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、前回継続審議となった1件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第33期児童福祉審議会第11回保育部会の審議結果

8

第12回	
報告事項	(1)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第33期児童福祉審議会第12回保育部会の審議結果

9

第13回	
報告事項	(1)小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(2)認可保育所の法人変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第33期児童福祉審議会第13回保育部会の審議結果

10

第5期横浜市児童福祉審議会 第9回保育部会の審議結果

令和4年3月29日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について

審議の結果、付議された4件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	南区	三春台保育園	社会福祉法人 愛成会	74人	令和4年4月1日
2	港南区	野庭保育園	社会福祉法人 成和会	87人	令和4年4月1日
3	旭区	星の子白根保育園	社会福祉法人 篤星会	78人	令和4年4月1日
4	緑区	たけやまの森保育園	社会福祉法人 将友会	72人	令和4年4月1日

(2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された6件を認可対象とするとともに、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	保土ヶ谷	保土ヶ谷駅東口駅前計画 保育所	(株) パソナフオス ター	60	令和5年4月1日
2	港北	日吉ひまわり保育園	(福) 愛幸会	60	令和5年4月1日
3	港北	キッズフォレ綱島	(株) キッズフォレ	40	令和5年4月1日
4	港北	こどものまち綱島西保育 園	(株) グローブ・ハ ート	60	令和5年4月1日
5	緑	にじいろ保育園鴨居	(株) ライクアカデ ミー	60	令和5年4月1日
6	戸塚	あーす保育園戸塚 Central	(株) アピカル	72	令和5年4月1日

(3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された4件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	西	横浜西口保育園	(株) ホイット	40	令和5年4月1日

2	港北	大倉山きずな保育園	(有) エム・ケイ・プランニング	40	令和5年4月1日
3	旭	コナミスポーツ希望が丘 すくすく保育園	コナミスポーツ(株)	50	令和5年4月1日
4	旭	希望ヶ丘プラス保育園	(特非) プラス保育 園	60	令和5年4月1日

(4) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された4件うち3件を補助金交付先とすることとなりました。

また、R2年度に採択した1件が辞退したため、次点であった1件を繰り上げて補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名	法人名	事業開始日(予定)	
	1	金沢	並木第二保育園	(福) 山善福社会	令和6年4月1日
	2	磯子	杉田保育園	(福) 石狩友愛会	令和6年4月1日
	3	保土ヶ谷	川島保育園	(福) なつめの会	令和6年4月1日
繰上	4	都筑	勝田保育園	(福) 和泉福社会	令和6年4月1日

第5期横浜市児童福祉審議会 第10回保育部会の審議結果

令和4年6月30日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された2件のうち1件を認可対象・補助金交付先とし、1件は継続審議とすることとなりました。

	所在区	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	緑区	スターチャイルド《長津田ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	60	令和5年4月1日

(2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された13件うち11件を認可対象とし、そのうち4件が自主財源整備のため、7件について補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
	西区	戸部みつばち保育園	(株) センター	12	令和5年4月1日
	港南区	ぱぷりか保育園 上大岡	アンダンテ(株)	19	令和5年4月1日
	港南区	スクルドエンジェル保育園 上大岡園	パシフィック・サステイナブル・インベストメント(株)	19	令和5年4月1日
	港南区	港南台こぐま保育園	(株) センター	19	令和5年4月1日
	旭区	サクラフェリーチェ保育園 二俣川	(株) SACRA FELICE	19	令和5年4月1日
	緑区	すまいる十日市場保育園	(株) スマイルクルー	19	令和5年4月1日
自主	港北区	イルカ保育園	(株) イルカ	18	令和5年4月1日
自主	栄区	アップルミントおおふな保育園	(合) グローアップ	12	令和5年4月1日
自主	泉区	グロウアップ モンテッソーリ子どもの家 立場園	(特非) こもれば福祉の会	19	令和5年4月1日
	瀬谷区	瀬谷みらい保育園	(株) メディフェア	12	令和5年4月1日
自主	瀬谷区	NPO 法人ちびっこハウス	(特非) ちびっこハウス	19	令和5年4月1日

第5期横浜市児童福祉審議会 第11回保育部会の審議結果

令和4年8月1日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、前回継続審議となった1件を認可対象とするとともに、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北区	日吉箕輪えほんの森 保育園	(株)みんなのみら い計画	90	令和5年4月1日

第5期横浜市児童福祉審議会 第12回保育部会の審議結果

令和4年9月8日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)	
	1	旭	SEASON KID 保育園	(一社) KID-G	19	令和5年4月1日
自主	2	戸塚	しんざわあゆみ保育室	(学) 柏栄学園	19	令和5年4月1日

第5期横浜市児童福祉審議会 第13回保育部会の審議結果

令和4年10月5日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人等の審査について

審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）	
	1	神奈川県	みらいつばさ片倉町 保育園	(株) みらいつばさ	12	令和5年4月1日
自主	2	旭区	前島保育園	前島保育(株)	6	令和5年4月1日

(2) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された1法人1件を認可対象とすることとなりました。

令和3年度、令和4年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和4年3月1日～令和4年10月31日

資料 6

児童部会

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第14回	令和4年3月24日 15:05～17:20	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 2 報告事項 なし

児童部会

回数	開催日時	主な審議内容等
第14回		※前頁からの続き 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (2) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (3) 被措置児童等虐待の受付(報告)(こども家庭課) (4) 児童養護施設の再整備に伴う建設補助金の交付先に関する審査について(こども家庭課) (5) 一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止対策について(中央児童相談所)

回数	開催日時	主な審議内容等
第15回	令和4年4月28日 15:00~15:53	<p>1 審議事項 なし</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>3 その他 (1) 令和元年度発生分の「児童虐待による重篤事例等検証報告書」の提出について(こどもの権利擁護課)</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第16回	令和4年5月26日 15:00~15:43	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他 なし</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第17回	令和4年6月23日 15:00~16:30	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 令和3年度横浜市における児童虐待対応状況について(こどもの権利擁護課)</p> <p>(2) 児童養護施設被措置児童等虐待について(こどもの権利擁護課)</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第18回	令和4年7月28日 15:00~16:50	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 子どもの権利ノートへの対応(報告) (こどもの権利擁護課)</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第19回	令和4年8月25日 15:00~16:19	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)</p> <p>3 その他 (1) 子どもの権利ノートへの対応 (報告) (こどもの権利擁護課)</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第20回	議案なしのため休会	

回数	開催日時	主な審議内容等
第21回	令和4年10月27日 15:00~17:20	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>(4) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 令和4年度児童虐待事例等内部検証委員会報告 (こどもの権利擁護課)</p>

9

まとめ 令和4年3月24日から令和4年10月27日まで7回開催

【事例審議 12件】

- ・児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 12件

【報告事項 6件】

- ・児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立て案件 6件

【その他 11件】

- ・被措置児童等虐待の受付についての報告 4件
- ・一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止対策について 1件
- ・児童養護施設再整備に伴う建設補助金の交付に関する審査について 1件
- ・令和元年度発生分の「児童虐待による重篤事例検証報告書」の提出について 1件
- ・令和3年度横浜市における児童虐待対応状況について 1件
- ・子どもの権利ノートへの対応報告について 2件
- ・令和4年度児童虐待事例等内部検証委員会での結果報告について 1件

11

第14回	
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)
報告内容	「1 審議事項」(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

12

第14回	
報告事項	※前頁からの続き 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 被措置児童等虐待の受付(報告) (こども家庭課) (2) 被措置児童等虐待の受付(報告) (こども家庭課) (3) 被措置児童等虐待の受付(報告) (こども家庭課) (4) 児童養護施設の再整備に伴う建設補助金の交付先に関する審査について (こども家庭課) (5) 一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止対策について (中央児童相談所)
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」については、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

13

第15回	
報告事項	1 審議事項 なし
報告内容	
主な意見	
報告事項	2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) 3 その他 (1) 令和元年度発生分の「児童虐待による重篤事例検証報告書」の提出について (こどもの権利擁護課)
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」については、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

14

第16回	
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 なし 3 その他 なし
報告内容	
主な意見	

15

第17回	
報告事項	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)
報告内容	「1 審議事項」(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	2 報告事項 なし 3 その他 (1) 令和3年度横浜市における児童虐待対応状況について (こどもの権利擁護課) (2) 児童養護施設被措置児童等虐待について (こどもの権利擁護課)
報告内容	「3 その他」については、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

16

第18回	
報告事項	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p>
報告内容	「1 審議事項」(1)(2)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 子どもの権利ノートへの対応(報告) (こどもの権利擁護課)</p>
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」については、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

17

第19回	
報告事項	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p>
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(南部児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 子どもの権利ノートへの対応(報告) (こどもの権利擁護課)</p>
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」については、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

18

第20回	
報告事項	審議事案なしのため休会
報告内容	
主な意見	

第21回	
報告事項	<p>Ⅰ 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</p> <p>(3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)</p> <p>(4) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所)</p>
報告内容	「Ⅰ 審議事項」(1) (2) (3) (4) について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第21回	
報告事項	<p>※前頁からの続き</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>3 その他 (1) 令和4年度児童虐待事例等内部検証委員会報告 (こどもの権利擁護課)</p>
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」については、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。



平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和3年度の取組の実施状況を報告します。(15条)

1 横浜市の体制（4条関係）

各区こども家庭支援課のこども家庭総合支援拠点開設に伴う人員増と、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。(P.2~4)

(1) 区役所及び児童相談所の人員体制

- 児童相談所に児童福祉司16人、児童心理司17人など合計58人を増員
(令和4年度：児童福祉司31人など合計40人を増員)
- 区こども家庭支援課における児童虐待対応等の機能強化のため、こども家庭総合支援拠点を整備し、係長4人、社会福祉職7人、会計年度職員49人を増員
(令和4年度：係長4人、社会福祉職7人、会計年度職員29人を増員)

<本市の「こども家庭総合支援拠点」>

平成28年の児童福祉法改正により、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定され、本市では、令和4年度中までに全区のこども家庭支援課に「こども家庭総合支援拠点」機能を整備することとしました。拠点機能のひとつとして、児童虐待対応等を専任で担う「こどもの権利擁護担当」を新設し、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制を構築します。

(2) 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修

- 区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実践を学ぶ実地研修の実施
- 専門的な職員育成のための職員研修の実施
- 児童福祉法等の改正をふまえた法定研修の実施
- 区こども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣

2 市の責務（4条関係）

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化など、必要な施策を実施しました。(P.5~17)

(1) 子育て支援事業の充実

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問して情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」
- 子育ての不安や孤立感を抱える家庭へ育児の相談・支援を行う「育児支援家庭訪問事業」
- 児童家庭支援センター等で短期的にこどもの預かりを行う「子育て短期支援事業」
- 親子の交流促進や育児相談等を通じ、全ての子育て家庭を地域で支える「地域子育て支援拠点事業」

(2) 児童虐待の予防・早期発見

- 産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子が心身の安定と育児不安を解消するための「産後母子ケア事業」(R2→R3：ショートステイ298人→591人、デイケア176人→352人)
- 妊娠等に悩む方々が電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」
- 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し必要な支援につなげる「産婦健康診査事業」
- 妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための母子生活支援施設を活用した「妊娠期支援事業」
- 妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書を活用した情報提供」

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援

- 虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討等を行う「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)」

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化

- 要保護児童対策地域協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

2 市の責務（4条関係）続き

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備

- 子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため、精神科医や臨床心理士による面接相談等の実施
- 精神科医による産後うつ等心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を3区で実施

(6) 子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供【新規】

- 子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを推進するためのリーフレットを作成
- 子ども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう「子どもからの相談チラシ」を作成
- 親子関係の悩みの相談先の周知のため、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のカードを配布

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化【新規】

- 区役所こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施

- 小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施
- 重篤事例等検証委員会を開催し、令和元年度に発生した虐待による重篤事例3件の検証を実施
(令和2~3年度発生5件実施中)
- 親支援プログラムや養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修、交流会等の実施
- 児童相談所職員等に対する面接技術や診察等に関する知識・技術の向上のための研修の実施
- 児童支援専任教諭を全小学校へ配置・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置

3 市民の責務（5条関係）・関係機関等の責務（7条関係）

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。(P.18~21)

- 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取り組み
- 児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数11,480件)

経路	警察等	家族・親戚	学校	近隣・知人	児童相談所	福祉保健センター	その他関係機関等
件数	3,529	1,444	1,378	1,140	963	1,203	1,823

4 通告及び相談に係る対応等（8条関係）

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を実施し子どもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりを整備しました。(P.22~24)

- 児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数
(対応件数：11,480件(区役所：3,821件、児童相談所：7,659件))
- よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付(受付件数：3,340件)
- かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付(受付件数：2,043件)



5 情報の共有等（9条関係）

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。(P.25~26)

- 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(3,511件)
- 要保護児童等進行管理会議の開催
- 市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有
- 進行管理台帳への登録(3年度末5,377人)
- 個別ケース検討会議の開催(1,681回開催)
- 要保護児童の転居に伴う引継ぎ：他都市への送付(505件)他都市からの受理(557件)市内移管(523件)

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（10 条関係）

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。（P.27～29）

- ・保育所等での被虐待児の見守りの実施
- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援（17 か所 47,908 件）
- ・「横浜市子育て SOS 連絡会」の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力（再掲）
- ・児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭を求める「出頭要求」（2 件）
- ・子どもの安全を守るための「警察への援助要請」（6 件）
- ・児童相談所における「弁護士相談」
- ・「施設等退所後児童アフターケア事業」の実施（居場所利用者 702 人）
- ・施設退所後の就労につなげるための「資格等取得支援事業」の実施
- ・里親・ファミリーホームへの委託（3 年度末委託児童数 里親 86 人、ファミリーホーム 21 人）

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（11 条関係）

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。（P.30～31）

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための「家族再統合事業」の実施
- ・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施
- ・児童虐待の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施（家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣）
- ・医療機関委託による、保護者に対する「カウンセリング強化事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（12 条関係）

健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。（P.32）

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）
- ・母親教室・両親教室を全区で実施
- ・夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施

9 子供虐待防止の啓発（13 条関係）

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。（P.33～35）

- ・包括連携協定の取組の一環として、オレンジリボンキャンペーン等を企業と連携して実施
- ・児童虐待防止推進月間にあわせ、横浜市営バス全車両、市営地下鉄各駅に体罰禁止ポスター※1 を掲示
- ・子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを推進するためのリーフレット※2 を作成（再掲）
- ・区民向けのイベントでの啓発、講演会等の実施（中区 子ども向け啓発動画・カード作成等）
- ・「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」の周知カードを、市立小・中・高校・特別支援学校へ配布



※1



※2

参考

「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正（令和3年10月5日施行）について

1 改正の目的

本市の児童虐待をめぐる市民意識の状況や、児童虐待の防止等に関する法律等の法改正の趣旨を踏まえ、議員提案により、本条例の関連部分が改正されました。改正の内容を踏まえ、子供の権利擁護に関して市民全体の意識変容を促すとともに、子どもへの体罰等の禁止、虐待対応とDV対応の連携強化等により、本市全体で、子供を虐待から守るための取組のさらなる推進を図ります。

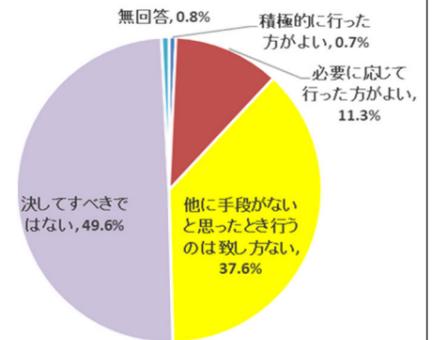
2 改正に至った経緯（条例制定後から改正検討時の課題）

(1) 児童虐待相談対応件数の増加

平成26年に条例を制定して以降、児童虐待防止に関する施策を着実に進めてきましたが、虐待の対応件数は増加（平成27年度：5,470件→令和2年度：12,554件）し、死亡・重篤事例も発生していました。

(2) 体罰を容認する市民意識の変革を図る必要性

令和2年度に市民向けに実施した「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」では、体罰を容認する割合が約半数であり、市民意識の変容を促す必要がありました。



令和2年度ヨコハマeアンケート「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」Q3「しつけのために行う子どもへの体罰に対してどのように考えますか？」への回答

3 改正のポイント

(1) 子供自身が一人の人間として尊重されることを追記

児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、全ての子供が一人の人間として尊重されることを、基本理念（第3条）に定めました。

(2) 体罰等の禁止、DV対応との連携強化を追記（令和元年児童虐待防止法改正への対応）

ア 保護者による子供への、「体罰その他の子供の品位を傷つける行為」の禁止

体罰や、体罰以外の子供の心を傷つける暴言等は、子供の品位を傷つける行為であり、子供の人権を侵害します。基本理念（第3条）にその趣旨を盛り込むとともに、保護者の責務（第6条）に体罰その他の子供の品位を傷つける行為を禁止する旨を定めました。

加えて、市、市民及び関係機関等の責務（第4、5、7条）や相談体制の整備（第8条）、財政上の措置（第14条）等にその趣旨を盛り込みました。

イ 虐待対応とDV対応の連携の強化

関係機関等（第2条）に配偶者暴力相談支援センターとその職員を新たに規定するとともに、同時に発生することの多い虐待対応とDV対応の連携を強化する旨を、市の責務（第4条）に定めました。

ウ その他の課題の解決に向けた取組

(ア) 子供自身への啓発活動の推進

子供自身が受けている権利侵害に対して声を上げることのできるよう、子供に対し啓発活動を行うとともに、相談先等の周知を図る旨を、市の責務（第4条）に定めました。

(イ) 新たな調査研究、広報啓発及び教育の推進

親になるために必要な知識、体罰その他の子どもの品位を傷つける行為によらない子育てなどに関して、広報啓発等を推進するよう、市の責務（第4条）に定めました。

令和3年度 被措置児童等虐待について（報告）

令和3年度に横浜市が対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

	被措置児童等虐待の状況	施設等の種別	施設職員の職種	本市の講じた措置
事例A	身体的虐待 心理的虐待	児童養護施設	業務宿直職員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では職員向けの研修を実施。
事例B	身体的虐待	児童相談所一時保護所	栄養士	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では内部検討会や勉強会等を実施。
事例C	心理的虐待	児童養護施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では職員向けの研修を実施。
事例D	性的虐待	障害児入所施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では第三者委員会を設置し、職員向けの研修や虐待防止委員会等を実施。
事例E	身体的虐待	障害児入所施設	児童指導員	事実確認のための聴取を行い、再発防止のために施設を指導。施設では職員向けの研修や虐待防止委員会等を実施。

【参考】

「児童福祉法」 抜粋

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、児童心理治療施設、児童自立支援施設（中略）における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 （中略）

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

「児童福祉法施行規則」 抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 被措置児童等虐待を行つた施設職員等（法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行つた措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

地域療育センターの見直しについて

令和2年6月に横浜市障害者施策推進協議会からいただいた答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」を受けて、地域療育センターの利用の流れやサービス内容の見直しを進めることとします。

1 現状

発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申込から支援開始（初診）まで令和3年度末で4.8か月程度を要しているほか、保育所等を利用する障害児の増加により、地域療育センターが行う保育所等への巡回訪問のニーズが一層高まっています。

2 見直しに係る検討について

(1) 地域療育センターあり方検討会について

発達障害児のさらなる増加傾向等、地域療育センターを取り巻く環境の変化及び横浜市障害者施策推進協議会からの答申を踏まえ、地域療育センター運営法人3法人与市による検討を実施しています。

(2) 検討内容について

- ・利用申込後の待機期間について
- ・集団療育について
- ・保育所等への支援について

3 見直しの方向性について（あり方検討会での方向性）

(1) 利用申込後の待機期間への対応

これまでは初診後にサービス開始としていましたが、利用申込後2週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始します。

ア 待機期間を2週間程度に短縮できるようにします。

⇒速やかにソーシャルワーカーによる「利用面接」を実施

イ 保護者が抱える悩みや負担を早期に解消できるようにします。

⇒心理職や保育士、ソーシャルワーカー等を配置し、「ひろば事業（親子で参加）」や心理職等による面接などの一次支援を実施することで、お子さんの状態や支援の方向性を確認。

※医師の診察については、担当するソーシャルワーカー等が適宜調整を図りながら、必要なタイミングで診察を受けられるようにしていきます。

ウ 一次支援後、必要に応じて診察や検査等も実施し、様々な職種が関わって総合評価を行い、総合プランを作成します。また、その結果を障害児相談支援にも活かしていきます。

(2) 集団療育の見直し

- ア 看護職の増員等により、医療的ケアが必要な児童等への対応を充実します。
- イ センターの通園を利用する際のきょうだい児の預かりについて支援します。
- ウ 必要に応じて、週1日通所のクラスについて、週1回の保育所等への訪問支援日に充てるなどの設定の工夫を引き続き行っていきます。
- エ 東部地域療育センターは利用児童数が急増しているため、新たに場所を借上げ集団療育の受入数を増やします。

(3) 保育所等への支援の拡充

障害のある児童が利用している保育所等からの技術支援の依頼に応えられるようソーシャルワーカー等を増員し、「巡回訪問」等の回数を拡大します。

4 今後の進め方

専門職等による早期の相談対応や、ひろば事業などによる一次支援充実、保育所等への巡回訪問数の拡大のため、専門職の雇用・育成や、場所の借上げ等が必要となります。今後、実施に向けた庁内における調整（予算の確保等）、及び運営法人による専門職の確保・育成を行い順次進めていきます。

参考：横浜市障害者施策推進協議会からの答申について

令和元年5月27日付で、横浜市長より「横浜市障害者施策推進協議会」に対して「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」を諮問し、令和2年6月に答申を受けました。

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」答申（一部抜粋）

「地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直し」

- 「医療前置」の支援から、相談等の福祉型支援を拡充した「総合的なチームによる支援」への転換
- 保育所や幼稚園等との並行通園児が利用しやすい集団療育の提供
(多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等)
- 総合評価機能に基づく、専門性の高い障害児相談支援の拡充
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実とそれに対応できる職員の確保・育成
- きょうだい児を含む家族への支援の充実

こども青少年局における医療的ケア児の支援について

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行され、地方公共団体の責務等が明記されました。

医療的ケア児の支援については、一層の充実が図れるよう、今後に向けての検討を行っています。こども青少年局での主な取組をご報告いたします。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）】
 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

1 医療的ケア児・者等支援促進事業（平成30年度～）

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進しています。

- ・ こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局の4局で連携して実施。
- ・ 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを養成・配置し、18区で相談支援を展開。
- ・ 医療的ケア児・者等支援及び多職種連携についての基礎的知識の習得を目的とした「横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修」を実施。

2 保育所等での取組

(1) 保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインの策定（令和4年9月）

- ・ 市内の保育所等で受け入れる際に必要となる基本的事項や留意事項を示し、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくことを目的。
- ・ 具体的には、保育所等で行う医療的ケアの内容や対象児童などの基本的事項、利用相談や園見学などの入所までの流れ、入所後の集団生活での配慮や安全管理、関係機関との連携などを記載。

(2) 入所相談・利用調整

- ・ 医療的ケア児の入所案内のチラシを作成。
- ・ 受入れ相談可能な園の情報を行政が収集し、保護者へ情報提供。
- ・ 事前の園見学の調整を行政がサポート。
- ・ 医師や受入れ実績のある看護師・施設長で構成する「横浜市医療的ケア児保育教育検討会議」を新たに実施（12月予定）。
- ・ 受入れ調整が整った段階で、早めに調整結果を園と保護者に連絡。

(3) 「医療的ケア児サポート保育園（仮称）」制度の検討

- ・ 医療的ケア児の円滑な受入れを推進していくため、常時受入れ体制を整えている園の仕組みを検討。
- ・ 「医療的ケア児サポート保育園（仮称）」には、複数名の看護師を配置し、医療的ケア児が卒園した後も継続して看護師の雇用を可能とするもの。
- ・ 園名を公表し、市民に周知。
- ・ 横浜市中期計画 2022～2025（素案）において、令和7年度までの施策目標として、36園を掲げています。

3 横浜市放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの医療的ケア児受入れ事業

（令和4年度～）

令和4年度から、看護師等を配置し受入れに必要な対応を行う放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブに対しクラブへの支援を行うとともに補助金を交付しています。

令和4年10月7日
こども青少年局保育・教育運営課

保育・教育施設向け園マニュアル作成例付き 「児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」 を策定しました

令和3年7月に福岡県、令和4年9月に静岡県において、送迎バス内に取り残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。保育・教育施設において、児童の安全は常に確保されていなければならない、安全管理は重要な業務です。

これらの事案を受けて、横浜市として児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインを参考として、市内の保育・教育施設が、児童の車両送迎に係る安全管理について再点検し、職員間で話し合い、園の実情に合わせた園ごとのマニュアルを整備し、児童の安全な送迎を確保できるよう支援します。

概要

- 1 送迎開始の手続き等（実費徴収、許可申請、安全運転管理者）
- 2 車両送迎の運行計画等（運行体制・運休基準、車両の安全点検、欠席連絡の確認・共有）
- 3 運行当日の安全管理（乗車前の準備、乗降確認、安全確認、遅延時等の対応）
- 4 園到着後の園児の保育への引継ぎ
- 5 送迎後の確認
- 6 事故・災害発生時の対応
- 7 登降園管理システムと等の運用
- 8 車両送迎の安全管理マニュアル作成例（※1）

※1 各園で速やかにマニュアルを整備できるよう、作成例を添付しました

9月に横浜市が実施した緊急アンケートでは、園バスを所有する園の約3割で、現在、マニュアルが整備されていない（※2）ことが判明しました。そのため、作成例を添付することで、各園でのマニュアル作成を支援し、児童の安全な送迎につなげていきます。

※2 マニュアルが「ない」又は「現在作成中」と回答した園の合計

ガイドラインは、横浜市ホームページからダウンロードできます。

本日（10月7日）付けで、市内の保育・教育施設に送付しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/basu.html>

お問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課担当課長 真舘 裕子 Tel 045-671-2386



令和3年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和4年9月

横浜市

目次

はじめに	1
1 横浜市の体制（第4条関係）	2
(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）	3
(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）	3
2 市の責務（第4条関係）	5
(1) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	5
(2) 児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	8
(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	10
(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	13
(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項） ..	14
(6) 子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項 関係）	14
(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項関係）	14
(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）	15
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	18
(1) 虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、 第5項）	18
(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条 第3項）	21
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	22
(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	22
(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	23
(3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	23
5 情報の共有等（第9条関係）	25
(1) 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）	25
(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）	26

6	虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	27
	（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）	27
	（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援に ついての市への協力（第10条第2項）	27
	（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）	27
	（4）警察への援助要請（第10条第4項）	28
	（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）	28
7	虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）	30
	（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11 条第1項）	30
	（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）	30
8	妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）	32
	（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその 配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）	32
9	子供虐待防止の啓発（第13条関係）	33
	（1）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）	33
	（2）こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）	33
10	資料	36

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

平成28年の児童福祉法の改正、令和元年の児童虐待防止法の改正を踏まえ、本市全体で子どもの権利を守り、虐待を防止する取組を推進することを目的に、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。

また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを受け、本市では、区役所の機能強化として、全区のこども家庭支援課に「こども家庭総合支援拠点」機能を整備することとしました。令和3年度は10区で拠点の運営を開始し、令和4年度は新たに8区に整備を行い、全区での運営を開始します。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所としての役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和3年度は、関係機関等のご協力のもと、状況把握に努め、相談体制の強化や要支援者の孤立予防の啓発など、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組むとともに、本条例の改正に伴い、子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを広げるための虐待予防にも取り組みました。

以下、本報告書では、令和3年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

令和3年4月現在の職員数は職員448人です。

【参考】その他職員 計149人（再任用1人 月額会計年度任用職員148人）

令和3年度には児童福祉司16人、児童心理司17人、一時保護所の児童指導員・保育士25人合計58人を増員し、相談支援体制の強化を図りました。

令和3年4月13日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	1,356.14㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 〔保護所〕	4,476.47㎡（内児相分3,928.72㎡） ※保護所含む	3,129.76㎡（内児相分2,697.27㎡） ※保護所含む	961.65㎡ 〔1501.74㎡〕	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 〔997.48㎡〕
組織図	<ul style="list-style-type: none"> 所長（児童相談所統括担当部長） 副所長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 4 事務(1) 運転者(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 8 保育士 25 保育士(8) 保健師 2 心理療法士(2) 学習指導員(8) 栄養士(1) 担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 4 自立支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保育士 4 保健師 1 看護師(1) 心理療法士(1) 学習指導員(2) 虐待対応・地域連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 1 社会福祉 2 保健師 1 連携対応専門員(1) ボランティア相談員(9) 虐待対応専門員(13) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 6 看護師 1 相談調査員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 16 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 1 虐待対応協力員(1) こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 16 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(5) 担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 33 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 2 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務(1) 里親対応専門員(1) 養育支援家庭訪問員(4) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 法務担当課長 医務担当課長 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 3 保健師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 1 虐待対応協力員(1) 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 25 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 12 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 保育士 19 保育士(8) 調理員 1 調理員(3) 看護師(2) 心理療法士(1) 学習指導員(4) 医務担当課長 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 5 看護師 1 相談調査員(2) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 15 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 1 虐待対応協力員(1) 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 22 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 10 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(5) 小児科医師(1) 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 保育士 20 保育士(8) 保健師 1 看護師 1 事務 1 心理療法士(1) 学習指導員(5) 栄養士(1) 医務担当課長 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 相談調査員 4 保健師 1 相談調査員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 10 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 1 虐待対応協力員(1) 支援係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 21 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 2 社会福祉 1 (再任用職員1含む) 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(2) 家庭支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 こころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 11 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(6) 一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 3 保育士 17 保育士(11) 保健師 1 看護師(1) 心理療法士(1) 学習指導員(4) 運転者(1) 医務担当課長
正規職員	155人	101人	104人	88人
再任用職員	0人	0人	0人	1人
月額会計年度任用職員	62人	31人	26人	29人
計	217人（ほか委嘱医師7人）	132人（ほか委嘱医師5人）	130人（ほか委嘱医師6人）	118人（ほか委嘱医師9人）

・（ ）内は月額会計年度任用職員 （ ）内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 597人 [正規職員 448人 再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 148人]（ほか委嘱医師 計27人）

イ 区子ども家庭支援課への「こどもの権利擁護担当」の配置

令和3年度は、10区の子ども家庭支援課に「子ども家庭総合支援拠点」機能を整備し、児童虐待対応等を専任で担う「こどもの権利擁護担当」を新設しました。児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制を構築するため、社会福祉職を7人、子ども支援員（会計年度任用職員）を49人増員しました。

なお、令和4年度整備予定の8区では、担当係長、保健師、社会福祉職からなる虐待対応調整チームが虐待対応を引き続き担っており、そのうち4区で係長を増員しました。令和4年度には全区に「こどもの権利擁護担当」の配置を進めています。

表 10 区子ども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」の職員数（令和3年4月1日現在）

		職種	人数 (人)
正規職員		担当係長（社会福祉職）、保健師、 社会福祉職	30
会計年度 任用職員	子ども支援員 （支援・虐待担当）	保健師、社会福祉職、保育士、 教員免許所持者等	49
	子ども支援員 （心理担当）	公認心理師等	10
合計			89

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区子ども家庭支援課と児童相談所職員の实地研修

平成24年度から実施している实地研修は、区子ども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区子ども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区子ども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 实地研修実績

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
区子ども家庭支援課職員（人）	25	19	23	25	10
区子ども家庭支援課責任職（人）	9	11	9	9	8
児童相談所職員（人）	18	18	22	29	13
児童相談所責任職（人）	4	1	3	2	1

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区子ども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)								
児童相談所 職員研修	188	3,030	175	3,111	231	4,086	361	5,343	466	8,333
区職員研修 (局主催)	8	366	7	421	9	525	10	453	26	2,033
区職員研修 (区主催)	93	2,718	94	2,369	65	1,431	74	1,884	94	2,291

イ 法定研修

児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者には、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられています。

表 法定研修実施状況（年度ごとの研修修了者数）

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
児童福祉司任用 前講習会	児童相談所（人）	31	52	51	85	45
	区こども家庭支援課（人）	18	9	0	0	0
児童福祉司任用後研修（人）		13	82	43	67	61
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）		6	6	5	4	6
調整担当者研修（人）		-	19	24	21	27

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和3年度 13回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、実効性のある助言や指導を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和3年度 36回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
訪問件数（件）	26,348	26,198	22,691	25,279*	23,203*

*新型コロナウイルス感染症流行下での対応（インターホン越しの訪問等）を含む

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
訪問員人数（人）		928	926	917	910	901
新任者 研修	実施回数（回）	2	2	2	—*	—*
	参加者数（人）	143	99	70	—*	—*
現任者 研修	実施回数（回）	3	3	3	—*	—*
	参加者数（人）	756	681	746	—*	—*
合計	実施回数（回）	5	5	5	—*	—*
	参加者数（人）	899	780	816	—*	—*

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任者研修については、2年度は開催を休止し、3年度は資料配布としました。現任者研修については、研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	526	461	412	385	457
	訪問回数（回）	4,462	3,775	3,582	3,852	4,122
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	64	76	61	78	68
	訪問回数（回）	1,615	2,209	1,829	2,962	1,815

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実に努めました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ショートステイ（件）	493	715	830	729	569
トワイライトステイ（件）	2,352	2,667	2,512	2,742	3,125
休日預かり（件）	2,204	2,306	2,610	2,252	1,784

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、令和3年度までに7か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	21 (20)	22 (21)	23 (23)	24 (23)	25 (24)
延べ利用者数（人）	507,101	522,651	467,858	300,554	399,167
延べ相談件数（人）	58,846	61,589	59,090	50,282	62,500

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施施設数（か所）	61	63	66	67	67
延べ利用者数（組）	107,218	110,857	96,538	67,720	83,935

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・認可保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施園数（か所）	37	38	37	38	38
延べ利用者数※（人）	64,410	58,712	46,937	16,314	17,094

※ 子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施園数（か所）	28	30	31	36	35
延べ利用者数（組）	41,160	42,926	38,432	27,869	32,823

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたい時など保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施施設数（か所）	22	22	23	25	29
延べ利用者数（人）	85,150	88,124	85,716	56,423	69,025

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
民間保 育所等	実施施設数（か所）	415	418	423	437	444
	利用者数（人）	133,642	124,271	109,886	74,322	82,362
市立保 育所	実施施設数（か所）	46	44	43	42	40
	利用者数（人）	14,777	11,528	8,391	4,875	4,826
横浜保 育室	実施施設数（か所）	52	50	39	30	22
	利用者数（日分）	5,331	3,828	2,877	1,056	717

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
区支部（拠点）事務局（か所）	18	18	18	18	18
会員数（人）	13,138	14,187	14,935	14,376	14,701
活動援助実績（件）	57,935	59,401	60,908	36,896	45,114

(2) 児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ショートステイ	利用実人数(人)	199	249	268	298	591
	利用延日数(日)	1,037	1,322	1,428	1,489	3,037
デイケア	利用実人数(人)	94	153	188	176	352
	利用延日数(日)	326	599	720	682	1,304
訪問型	利用実人数(人)	85*	663	843	917	1,272
	利用延件数(件)	130*	1,295	1,592	1,685	2,408

* 平成30年1月～3月までの実績

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
妊娠の届出者数(人)	30,950	29,488	28,749	27,121	26,142
個別面談実施率(%)	95.5	96.2	96.8	98.9	98.4

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末現在）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特定妊婦登録人数(人)	178	156	125	137	112

ウ 母子保健コーディネーターの配置

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターを全区に配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ 厚生労働省からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、平成30年度から、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

オ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

（相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題等）

表 相談実績数

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談実績数(件)	341	414	509	549	409

カ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施回数(回)	247	247	202	170	196
参加者実人数(人)	298	289	262	203	221
参加者延べ人数(人)	950	940	820	590	618

キ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	29年度※	30年度	元年度	2年度	3年度
2週間健診(件)	9,586	14,409	15,103	13,612	14,757
1か月健診(件)	14,982	21,949	22,019	21,660	21,818
合計	24,568	36,358	37,122	35,272	36,575

※ 平成29年6月から開始

ク 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的（原則、産前8週、産後8週間）な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者（助産師）が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入所人数（人）	8	11	6	6	6
訪問指導者派遣回数（回）	30	70	62	49	49

ケ 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、令和3年度3,534件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は診療情報提供書を再掲）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
件数 （件）	2,363 (900)	2,859 (950)	3,042 (957)	3,121 (953)	3,534 (952)

（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こども家庭課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

（ア）児童相談所が実施した研修（令和3年度）

実施回数 （回）	参加人数 （人）	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
32	1,161	25	0	55	1,081

（イ）区こども家庭支援課が実施した研修（令和3年度）

実施回数 （回）	参加人数 （人）	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
94	2,370	422	236	778	934

(ウ) 局こども家庭課が実施した研修（令和3年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）		
			教育関係	保育所	区・児相等
「伝えたい性と生きるための心を学ぶ～子どもの権利・自己肯定感の高め方～」	東京医療保健大学 医療保健学部 看護学科 教授 渡會 睦子氏	330	110	53	167

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられています。令和3年度は、医療機関が行った虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討と、CDR（Child Death Review）についての勉強会を定期会議で行いました。

また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を開催し、CPT（Child Protection Team）の運営や多機関・多職種連携について検討し、コロナ禍の小児科の現状についても共有しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R3.11.11	標準化部会	【事例提供機関】 ① 横浜市立みなと赤十字病院 ② 横浜労災病院	70人
R4.3.3		【CDR 勉強会】 チャイルドデスレビューとは何か ～横浜市で始めるには？～	64人
R3.11.2	情報交換部会	【取組紹介】 ① 神奈川県立こども医療センター ② 国立病院機構横浜医療センター	33人 (zoom)

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和3年度）

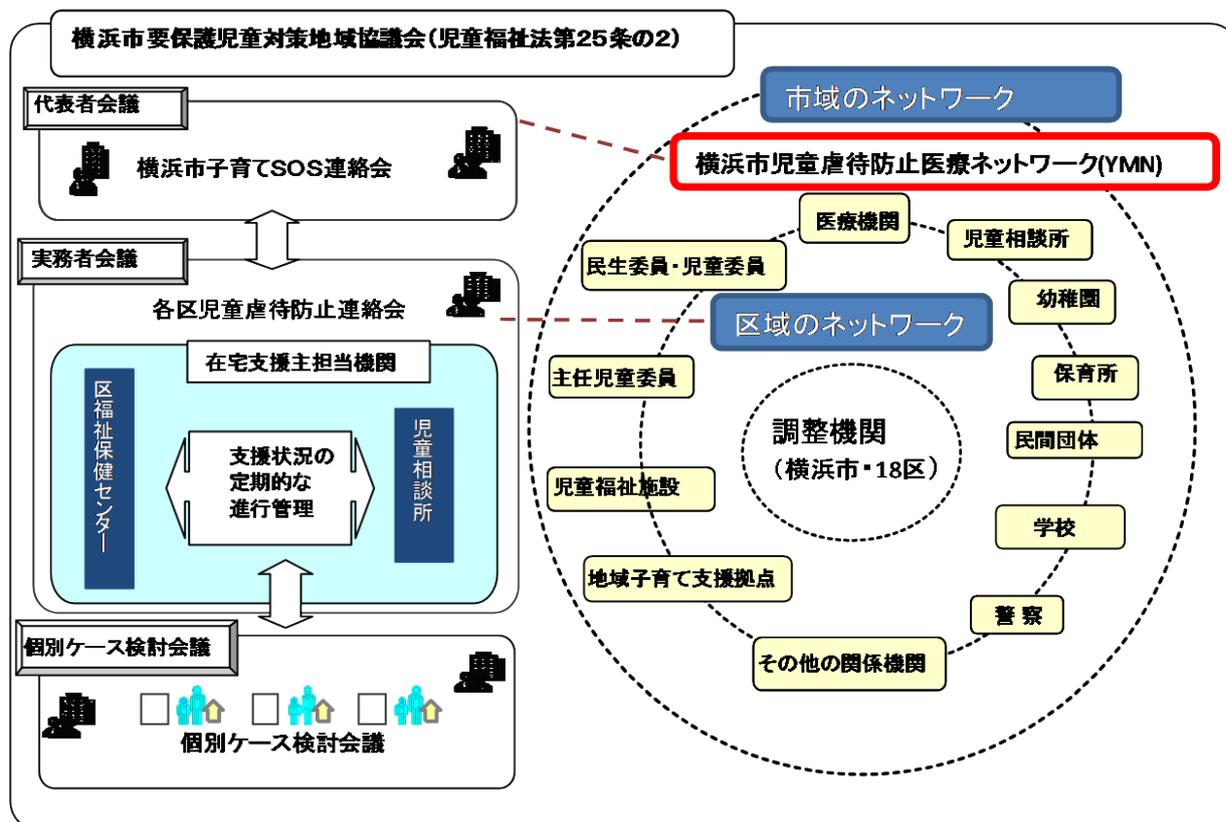
開催日	対象病院	主催(区or病院)	参加行政機関
令和3年			
4月5日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	南区
4月21日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
5月10日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
6月7日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	南区
6月9日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
7月5日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
7月12日	国際親善総合病院	泉区	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区
7月26日	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
8月2日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	南区
8月11日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
9月8日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	中区
10月4日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	南区
10月13日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
10月29日	東條ウイメンズクリニック上大岡	港南区	港南区
11月1日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
11月24日	心音助産院	都筑区	都筑区
11月25日	Birth & Ladies' Clinic Sola	都筑区	都筑区
12月6日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	南区
12月7日	医療法人社団 メディカルクリエイティブ レディスクリニック フォレストアヴェルデ	都筑区	都筑区
12月8日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
12月10日	サンマタニティクリニック	港南区	港南区
12月12日	横浜市総合リハビリテーションセンター	港北区	港北区
12月13日	昭和大学横浜市北部病院	都筑区	都筑区
12月16日	康心会汐見台病院	港南区	港南区
12月24日	戸塚区分娩取扱い医療機関	戸塚区	戸塚区
令和4年			
1月13日	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
1月17日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	中区、磯子区
2月9日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
3月7日	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	中区
3月14日	医療法人産育会 堀病院	瀬谷区	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【開催状況 第1回：令和3年6月17日、第2回：令和3年12月16日】

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区を単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など計461回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

ア 区の実取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の実取組例

鶴見区	専門家相談
南区	ママカウンセリング
金沢区	個別カウンセリング
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別カウンセリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
泉区	養育者面接
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

イ 産後うつ対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る検討会を開催しました。

ウ おやこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談事業」を3区(金沢区、青葉区、戸塚区)で実施しました。

(6) 子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供(第4条第7項)

ア リーフレット「子どもの権利を守ろう! STOP! 子ども虐待」

子どもの権利を守り、体罰によらない子育てを推進するため、リーフレットを作成し、地域の関係機関へ配布しました。

イ 子どもからの相談チラシ「そうだんするキミはすごいよ」

子ども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、相談チラシを作成し、区役所や児童相談所の個別支援で活用しました。

ウ かながわ子ども家庭110番相談LINEカード

親子関係の悩みの相談先の周知のため、かながわ子ども家庭110番相談LINEのカードを市立小中高校、特別支援学校へ配布しました。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化(第4条第8項)

こども家庭総合支援拠点機能の整備に伴い、区役所こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備し、連携強化に取り組んでいます。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）

ア 親になるための準備

○区の取組

小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和3年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	9区	4,224

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和3年度は、令和元年度に発生した児童虐待による重篤事例3件について検証を行いました。令和3年3月～令和4年3月に8回の検証委員会を開催し、令和4年6月に児童福祉審議会から報告書が提出されました。また、令和4年7月より令和2年度、3年度に発生した重篤事例5件について検証を開始し、継続して検証しています。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和3年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	3区	272
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	9区	709

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察[※]等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

[※] 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア(児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減)に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
児童相談所職員 [※] (人)	12	12	16	8	3

[※] 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
受講者数(医師等)(人)	9	9	9	11	9

(イ) 健全育成事業

児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から事業実施を中止しました。

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭(全小学校341校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー(4方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する48人の巡回型担当、OJTを担当する4人のトレーナースクールソーシャルワーカー、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計56人を配置。人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当2人と、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人、スーパーバイザーとしての担当係長1人を配置。)
- ・スクールカウンセラー(小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置)

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和3年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について <E ラーニング> ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R 3. 4 月	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (98人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスク
ールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、こども青少年局放課後児童育成課の巡回相談員8人が、現場訪問時に随時、
情報提供や啓発を行いました。

表 令和3年度の実績

内容（講師）	実施日	参加人数
児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R 3. 10. 29	70人
	R 3. 11. 4	79人

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和3年度）

横浜市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止推進月間に広報啓発用ポスターやリーフレットを会員医療機関へ送付し周知。 ○ 新任学校医研修において、虐待の兆候を見逃さないよう指導。 ○ 会員を対象に児童虐待防止研修会を開催し、虐待に関する認識の向上を目指す。
横浜市 産婦人科医会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦をコロナの不安から守る活動。 ○ 精神科医会と合同でWEB講演会を実施。 ・精神科の医師と心理士で、ボンディングの障害について講演
横浜市 精神科医会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産婦人科医会と合同でWEB講演会を実施。 ・精神科の医師と心理士で、ボンディングの障害について講演
横浜市 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策協議会の実務者会議の地区担当者会議や講習会を調整。 ○ 新規学校歯科医研修会で、児童虐待について取り上げていく。
神奈川県 弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県下の児童相談所に専門的な弁護士を派遣し、法的対応についてサポート ○ 児童福祉審議会、児童福祉施設の第三者委員などにも弁護士から委員を派遣 ○ 子どもの電話相談窓口の設置、相談業務 ○ 各種研修、勉強会の開催・参加 ○ 虐待の被害者の代理人活動
神奈川県 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年中における児童虐待に係る児童通告数 ○ 県警察における児童虐待事案への対応 ○ 県内の各児童相談所との連絡会を開催し、連携強化 ○ 横浜市と研修会を実施
横浜地方 法務局 人権擁護課 横浜市 人権擁護委員	<p>児童虐待に関する 人権相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの人権110番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 ・法務局職員及び人権擁護委員が対応 ○ 「子どもの人権110番」強化週間の実施 ○ 子ども人権SOSミニレターの配布 ・県内全ての小中学生に対し、学校を通じて6月から9月にかけて配布 ○ インターネット人権相談 ・法務省HPに専用フォームを設け人権相談を受け付けている 上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施
横浜地方 法務局 戸籍課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無戸籍者に関する情報収集 ○ 法務局では、無戸籍者支援対策協議会を組織 ○ 無戸籍が絡んでいる事案と児童虐待が絡んでいる事案は関連している場合もあり、区役所こども家庭支援課や児童相談所と連携している。
横浜市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員連 絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てサロンやひろばにおいて、孤立しやすい子育て世代の保護者に日々の子育ての中での不安や心配事を聞き、安心して相談できる機関があることを伝える。 ○ 地域での見守り活動において、気になる児童・生徒の情報を学校と共有、また、

	<p>毎月の児童支援・生徒指導専任教諭協議会に出席し、学校との連携を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策連絡会に出席し、意見交換をする。 ○ 市区で開催される要保護児童対策研修会に参加し、要保護児童の発見や関係機関との連携について認識を深める ○ 厚生労働省発行の虐待防止リーフレットを児童委員・主任児童委員の活動の中で活用。(リーフレットの内容を理解し、地域の中で必要と思われる親子にその内容を伝える) ○ 子供の貧困と虐待についての研修を実施。
よこはまチャイルドライン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもがアクセスしやすくなるようなオンライン相談について検討中。オンラインからの相談も電話につなげ、子どもたちがより気持ちを吐露できるような仕組みを構築していく。 ○ 児童相談所や教育委員会と連携していく
横浜市社協 児童福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市児童福祉部会の構成 ○ 虐待対応件数の増加と一時保護所の過飽和状態 ○ 社会的養護体制の逼迫と対象児童の状態増の重篤化 ○ 多様な社会的養護サービスの展開
横浜市 幼稚園協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市こども青少年局と連携し、役員会で情報提供を受け各区の園長会等で伝達し、253 園にメール配信も併用して情報発信（虐待の報道があった場合を含む）を行っている。 ○ カウンセリング研究講座を年に4回開催し、保護者の立場に立って話を聴ける教職員の育成に努めている。 ○ 年間を通して週に2日“子育て電話相談”を専用電話番号で使用して開所し、臨床心理士が保護者・教職員から相談を受けている。 ○ 区役所の行う虐待に関する研修会や、区のSOS連絡会に代表者が参加し、園長会でフィードバックしている。 ○ 各園で区役所の子ども家庭支援課と情報共有しながら虐待が疑わしい子を知った時には連絡を取り、相談をしながら対応している。 ○ 横浜市協会18区の支部にアンケート実施。
横浜市 私立保育園 こども園 園長会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月1回役員会、各区の代表者が集まる委員会を実施し、情報共有を行っている。 ○ コロナ禍で登園自粛の最中も、リスク要因のあるご家庭に登園を促す等の支援を継続。 ○ 親、横浜市、園と協力しながら、子どもの成長を第一に考え、入園前の案内書に通告に関する記載を入れる等、理解を促す取組を行っている。
横浜市立 小学校長会 中学校長会	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待の疑いのある子供の早期発見、横浜プログラムを活用したSOSの出し方プログラム等の実施。 ○ 関係機関との連携。子どもたちへの支援、家庭への支援を関係機関と相談しながら一緒に行っている。保護者と共同的に子育てをしていく立場なので、関係構築の努力が必要。通告した上で子どもたちをどう守っていくか、区役所、児相、警察、カウンセラー、SSW等とつながりながら実施している。 ○ 研修(校長会、専任教諭、校内研修)にて、子供の苦しさをいち早く発見しようという教員のスキルアップ、意識向上も図っている

	<p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市子供を虐待から守る条例7条（関係機関等の責務）に則った事案対応 ○ 年度当初 校内生徒指導体制の確認 虐待とは、その影響は、学校・教職員の役割等 ○ 虐待への組織的対応体制整備 校長・副校長・生徒指導専任教諭・養護教諭 他 ○ 専門職の活用 SC SSW ○ 教育委員会事務局への報告・相談 方面別学校教育事務所との連携、弁護士相談 ○ 児童相談所との研修会を開催し、円滑な連携をしていくための方策を常に刷新しながら活動している。
<p>教育委員会事務局 人権教育・ 児童生徒課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所との人事交流を継続するとともに、局内プロジェクトにて教育と福祉の相互理解を検討し、連携促進に努めている。 ○ 全専任教諭に研修を行い、児童虐待に関する対応力の向上を図っている。 ○ 就学時健康診断の実施要領を改正し、併せて児童虐待の手引き及びチェックリストを作成。全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めている。 ○ 就学時健康診断や入学説明会を欠席する児童のフォローの流れを改訂し、あわせて専用の児童虐待防止連絡票を作成。現認ができない児童の把握に努めている。 ○ スクールソーシャルワーカーが全ての学校を定期的に訪問する巡回型SSW活用事業を実施。 ○ 就学時健康診断におけるSSWの学校支援を実施 ○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしんSOSよこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。 ○ SSWを活用した福祉的視点での状況把握を全小・中学校で開始 ○ SSWが学校の情報提供資料の作成の支援を行い、要保護児童等の見守りに必要な情報を確実に区・児童相談所に提供できるように努めている
<p>市民局人権課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市人権啓発講演会（11月）において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、市民に向けて、子どもの人権を尊重していくよう発信。 ○ 広報よこはま12月号において、虐待防止をテーマとする記事を掲載。（12月）
<p>政策局男女共同 参画推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市DV相談支援センター等相談窓口の周知（通年実施） <ul style="list-style-type: none"> ・市関連施設、医療機関、教育機関等を通じて、チラシ、カードにより相談窓口を周知 ・SNS（Twitter）により、相談窓口を周知 ○ DV等「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発（毎年11月） <ul style="list-style-type: none"> ・区役所等で啓発タペストリーやポスターの展示、グッズ配布等のキャンペーンを展開 ・女性に対する暴力をなくす運動の周知のためのパープルのライトアップを市内観光施設の協力のもとで実施 ・市内在住の10代～30代に向けてSNS（Instagram）にてデートDV防止に関する広告を掲出 ・市経営責任職向けに「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパープルリボン着用依頼

(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（令和3年度）

市全体では警察等からの割合が30.7%となっています。区子ども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が22.3%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が46.0%となっています。

(単位:件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	2年度	3年度		2年度	3年度		2年度	3年度	
	件数	件数 (前年比)	構成比	件数	件数 (前年比)	構成比	件数	件数 (前年比)	構成比
福祉保健センター ※1	971	1,203 (+232)	10.5%	761	851 (+90)	22.3%	210	352 (+142)	4.6%
他都道府県市町村	210	248 (+38)	2.2%	202	247 (+45)	6.5%	8	1 (△7)	0.0%
児童相談所	1,021	963 (△58)	8.4%	148	201 (+53)	5.3%	873	762 (△111)	9.9%
保育所	410	365 (△45)	3.2%	332	290 (△42)	7.6%	78	75 (△3)	1.0%
児童福祉施設等	113	98 (△15)	0.9%	47	52 (+5)	1.4%	66	46 (△20)	0.6%
警察等	5,109	3,529 (△1,580)	30.7%	13	4 (△9)	0.1%	5,096	3,525 (△1,571)	46.0%
医療機関	413	357 (△56)	3.1%	290	238 (△52)	6.2%	123	119 (△4)	1.6%
幼稚園	40	57 (+17)	0.5%	24	30 (+6)	0.8%	16	27 (+11)	0.4%
学校	1,180	1,378 (+198)	12.0%	467	601 (+134)	15.7%	713	777 (+64)	10.1%
教育委員会等	9	15 (+6)	0.1%	4	15 (+11)	0.4%	5	0 (△5)	0.0%
児童委員	36	31 (△5)	0.3%	36	30 (△6)	0.8%	0	1 (+1)	0.0%
家族・親戚	1,261	1,444 (+183)	12.6%	577	538 (△39)	14.1%	684	906 (+222)	11.8%
近隣・知人	1,087	1,140 (+53)	9.9%	375	351 (△24)	9.2%	712	789 (+77)	10.3%
児童本人	104	179 (+75)	1.6%	13	32 (+19)	0.8%	91	147 (+56)	1.9%
その他 ※2	590	473 (△117)	4.1%	412	341 (△71)	8.9%	178	132 (△46)	1.7%
合計	12,554	11,480 (△1,074)	100.0%	3,701	3,821 (+120)	100.0%	8,853	7,659 (△1,194)	100.0%

※1 区子ども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

※2 区役所の「その他」には、平成30年度から把握対象を拡大した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の状況確認」で、把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ照会を行った件数を含む。

※3 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を行います。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
区役所（件）	1,971	3,202	3,947	3,701	3,821
児童相談所（件）	4,825	6,403	7,051	8,853	7,659
合計（件）	6,796	9,605	10,998	12,554	11,480

イ 相談種別件数（令和3年度）

市全体では心理的虐待の割合が多く、52.1%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が46.7%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が62.6%と多くなっています。

（単位：

件、%）

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	2,663	23.2%	820	21.5%	1,843	24.1%
性的虐待	137	1.2%	25	0.7%	112	1.5%
心理的虐待	5,984	52.1%	1,193	31.2%	4,791	62.6%
ネグレクト	2,696	23.5%	1,783	46.7%	913	11.9%
合計*	11,480	100.0%	3,821	100.0%	7,659	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和3年度）

市全体では「1歳から6歳」の割合が多く、43.0%となっています。区役所は、未就学児に相当する「0歳」と「1歳から6歳」が合計で64.3%を占めており、児童相談所は、学齢児に相当する「7歳から12歳」、「13～15歳」、「16歳以上」が同様に58.6%を占めています。

（単位：件、%）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	2年度	3年度		2年度	3年度		2年度	3年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0歳	852	691	6.0%	454	351	9.2%	398	340	4.4%
1-6歳	5,422	4,940	43.0%	2,173	2,106	55.1%	3,249	2,834	37.0%
（小計）	(6,274)	(5,631)	(49.0%)	(2,627)	(2,457)	(64.3%)	(3,647)	(3,174)	(41.4%)
7-12歳	3,873	3,738	32.6%	825	1,059	27.7%	3,048	2,679	35.0%
13-15歳	1,513	1,385	12.1%	200	250	6.5%	1,313	1,135	14.8%
16歳以上	894	726	6.3%	49	55	1.4%	845	671	8.8%
（小計）	(6,280)	(5,849)	(51.0%)	(1,074)	(1,364)	(35.7%)	(5,206)	(4,485)	(58.6%)
合計	12,554	11,480	100.0%	3,701	3,821	100.0%	8,853	7,659	100.0%

* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（令和3年度）

市全体では実母によるものの割合が多く、54.3%となっています。区子ども家庭支援課は実母の割合が69.4%と多く、児童相談所では実母の46.8%に対し、実父が46.3%とほぼ同じ割合になっています。

（単位：件、％）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	2年度	3年度		2年度	3年度		2年度	3年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実父	5,139	4,598	40.1%	958	1,054	27.6%	4,181	3,544	46.3%
実父以外の父	427	338	2.9%	32	66	1.7%	395	272	3.6%
実母	6,638	6,232	54.3%	2,652	2,651	69.4%	3,986	3,581	46.8%
実母以外の母	39	38	0.3%	10	10	0.3%	29	28	0.4%
その他	311	274	2.4%	49	40	1.0%	262	234	3.1%
合計※	12,554	11,480	100.0%	3,701	3,821	100.0%	8,853	7,659	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
受付件数（件）	3,099	3,032	3,218	3,413	3,340

（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化（189）されました。また、令和元年12月3日から通話料が無料化されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談 LINE

令和2年7月1日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運用を開始しました。

令和3年度の横浜市民からの相談件数は2,043件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は471件で、全体の約23%となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談 LINE 受付件数 (単位：件)

	3年度		
	月別件数	内訳	
		虐待の相談	虐待以外の相談
4月	120	24	96
5月	111	30	81
6月	169	40	129
7月	296	50	246
8月	194	46	148
9月	182	40	142
10月	150	34	116
11月	166	53	113
12月	154	34	120
1月	180	42	138
2月	146	40	106
3月	175	38	137
合計	2,043	471	1,572

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
児童相談所から警察に提供（件）	553	1,226	937	765	701
警察から児童相談所に提供（件）	77	798	592	1,585	2,810
合計（件）	630	2,024	1,529	2,350	3,511

※ 平成28年度は1か月のみの実績（連携協定開始日が平成29年3月1日のため）

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもへの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末	3年度末
要保護児童（人）	3,980	4,315	4,604	4,662	5,265
特定妊婦（人）	178	156	125	137	112
合計（人）	4,158	4,471	4,729	4,799	5,377

ウ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和3年度は、1,681回開催し、延べ2,698人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
開催回数(回)	1,629	1,737	1,785	1,540	1,681

(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数(令和3年度)

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区子ども家庭支援課(件)	205	250	170
児童相談所(件)	300	307	353
合計(件)	505	557	523

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
対象児童数（人）	41	31	34	32	38

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

<設置区（令和3年度末現在）>

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

表 設置数及び相談件数

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
設置数（か所）	11	12	15	17	17
相談件数（件）	20,542	30,677	41,191	44,508	47,908

（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.18～20参照

（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和3年度、児童相談所では1,679件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,064件で、全体の63.4%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家門訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和3年度は立ち入り調査が0件、出頭要求は2件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を6件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
合計（件）	1,633	1,853	2,007	1,831	1,679
一時保護所	1,361	1,499	1,537	1,443	1,304
委託	272	354	470	388	375
うち児童虐待（件）	887	1,079	1,176	1,133	1,064

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
立入調査（件）	0	3	1	1	0
出頭要求（件）	1	9	2	0	2
再出頭要求（件）	0	1	0	0	0
臨検・捜索（件）	0	1	0	0	0

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士にお願いしています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

（4）警察への援助要請（第10条第4項）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
援助要請件数（件）	3	15	8	6	6

【参考】

- ・ 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
 - ・ 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
 - ・ 臨検、捜索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。
- ※ 平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索までの手続・時間短縮が図られました。

（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳*までとなっています。施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

* 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳の年度末まで延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
居場所利用者数（人）	1,583	792	551	428	702

・利用登録者数(累計)385人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	2		4		3		3		8	
大学進学等自立生活 資金（カナエール）（人）	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
	5	8	-	2	-	6	-	2	-	-

・初年度納入金 3年度:20人

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につながるための説明会や広報啓発活動を行いました。また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたスキルアップ研修を実施しました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末	3年度末
認定里親数（組）	169	172	196	191	221
委託里親数（組）	66	64	63	75	72
委託児童数（人）	81	79	77	89	86

表 スキルアップ研修の実施状況

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
実施回数	2	3	2	0	2
受講世帯数	8	17	22	0	10

表 ファミリーホームへの委託状況

	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末	3年度末
ホーム数（か所）	7	6	5	5	5
委託児童数（人）	24	22	23	21	21

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
委託児童数（人）	29	32	34	28	29

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりをとおして、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と子どもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
家族再統合件数（件）	96	193	192	266	216

イ 区 の取組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.14参照）

（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和3年度実数 268世帯

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央児童相談所（回）	763	850	752	1,068	1,184
西部児童相談所（回）	747	758	651	911	989
南部児童相談所（回）	619	705	809	733	826
北部児童相談所（回）	831	799	794	909	849
合計（回）	2,960	3,112	3,006	3,621	3,848

表 ヘルパー派遣実績 令和3年度実数 122世帯

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央児童相談所（回）	2,017	2,362	2,223	2,719	2,989
西部児童相談所（回）	2,561	2,147	1,738	1,189	1,152
南部児童相談所（回）	1,054	707	661	796	752
北部児童相談所（回）	1,925	1,657	2,205	2,922	2,956
合計（回）	7,557	6,873	6,827	7,626	7,849

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
カウンセリング回数（回）	49	20	30	53	46
実人数（人）	8	4	7	11	10

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

子どもの前で夫婦喧嘩やDVが子供に及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
補助券利用述べ数（件）	347,850	335,557	323,591	307,475	304,048

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
受診者数（人）	10,492	10,198	10,342	9,796	10,705
委託歯科医療機関数（か所）	1,351	1,404	1,440	1,448	1,486

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P. 8 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめる、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、個性ある区づくり推進費自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	実施回数	参加延人数								
母親（両親）教室 （局事業）	738	13,855	738	13,703	657	11,671	548	8,150	682	10,014
土曜両親教室 （区づくり事業）	98	5,369	98	4,207	98	3,668	82	1,938	124	2,892
合計	836	19,224	836	17,910	755	15,339	630	10,088	806	12,906

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、子ども青少年局、各区子ども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

（1）区子ども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区の子ども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和3年度 広報等実績

3年度実績	回数（回）	参加人数（人）
区民向けイベント	6	651
区民向け講演会	10	284
区民向け広報・啓発	102	16,446
その他	20	1,435
合計	138	18,816

（2）子ども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

虐待の基本的な知識、通告義務、子どもの権利、体罰によらない子育て推進、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「子どもの権利を守ろう！STOP！子ども虐待」を作成し、地域の関係機関へ配布しました。

また、日本KFCホールディングス株式会社（平成29年3月7日締結）及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社（平成29年10月4日締結）、第一生命保険株式会社（令和3年6月23日締結）と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配布、職員向け啓発研修、オレンジリボンキャンペーン等を行っています。

さらに、かながわ子ども家庭110番相談LINEの周知カードを、市立小・中・高・特別支援学校へ配布するなど、子どもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（令和3年度）

子ども青少年局が、令和3年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

令和3年度 児童虐待防止広報・啓発一覧（こども青少年局）

	実施 期間・日	実施(予定)事項の具体的内容	備考(開催場所等)
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
2	通年	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布	ケンタッキーフライドチキン 市内40店舗
3	通年	毎月5日に損保ジャパンの社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布	損保ジャパン日本興亜
4	通年	R3年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載	
5	6月	市内市立小・中・高校・特別支援学校へLINE相談広報カードを配布	
6	8月から3月	LINEにLINE相談に関する広告を掲載	
7	9月から3月	子育て情報サイト「ぐるっとママ」にLINE相談の相談先を掲載	
8	10月	第一生命で児童虐待防止に関する研修を実施	第一生命
9	11月から3月	GoogleにLINE相談に関する広告を掲載	
10	11月から3月	YouTubeにLINE相談に関する動画広告を掲載	
11	11月から1月	Yahoo!にLINE相談に関する広告を掲載	
12	11月から1月	Instagramでインフルエンサーを通じたLINE相談に関する広告を掲載	
13	11月	第一生命の社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布	第一生命
14	11月	庁内報へ「児童虐待防止推進月間」、「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正等を掲載	
15	11月	開港記念会館のオレンジライトアップ及びリーフレットの配付	開港記念会館
16	11月	コスモクロックのオレンジライトアップ	コスモワールド
17	11月	横浜市営バス全車両に体罰禁止啓発ポスター掲示	市営バス全車両
18	11月	横浜市営地下鉄と各駅に体罰禁止啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅
19	11月	横浜市庁舎デジタルサイネージで体罰禁止を啓発	横浜市庁舎
20	11月	区役所等と市立市内小・中・高校・特別支援学校へ厚労省からのポスター掲示、チラシ配布 を依頼	
21	11月	区役所、児童相談所、子育て支援拠点へ体罰禁止啓発ポスターの掲示を依頼	
22	11月	区役所を通じて地域の関係機関に体罰禁止啓発ポスターの掲示を依頼	
23	11月	広報よこはま11月号全市版(人権特集号)に「横浜市子供を虐待から守る」条例の改正及び 児童虐待防止(体罰によらない子育て)についての記事を掲載	
24	11月	神奈川新聞「市民の広場」に「横浜市子供を虐待から守る」条例の改正及び児童虐待防止 (体罰によらない子育て)についての記事を掲載	
25	11月	市公式ツイッターに児童虐待にかかる相談先を発信	
26	11月	横浜市PTA連絡協議会へ「横浜市子供を虐待から守る条例」改正リーフレットを送付、リーフ レットデータを市PTA連絡協議会のHPIに情報提供として掲載	
27	12月	神奈川県宅地建物取引協会で児童虐待防止に関する研修を実施	神奈川県宅地建物取引協会

◇ 条例改正に伴い、子どもの権利や体罰によらない子育て推進についての内容も追記したリーフレット

「子どもの権利を守ろう！」

STOP!子ども虐待」を作成し、地域の関係機関へ配布しました。



◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日にあわせ、市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告枠に、「子どもに対する体罰の禁止」にかかる広告を掲載しました。また、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、横浜市営バス全車両、市営地下鉄と各駅に体罰禁止のポスターを掲示しました。

◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用と、職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。

【名札バナー】



横浜市こども虐待防止のキャラクター

名前は、キャッピー（CAPY）です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや缶バッチで啓発し、横浜市の子育てを応援しています。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。

9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
- (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
- (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理

機関に通告をしなければならない。

- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
 - 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）又は転居（同法第23条に規定する転居をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
 - 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
 - 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要

があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。

- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。



保育・教育施設における児童の車両送迎 に係る安全管理ガイドライン

令和4年10月7日 Vol. 1.0

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

令和3年7月に福岡県、令和4年9月に静岡県において、送迎バス内に取り残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。安全管理は日々行われている日常的な業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。

これらの事案を受けて、本市として保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインを策定しました。

各園におかれましては、本ガイドラインを参考として、児童の車両送迎に係る安全管理について再点検し、職員会議等で話し合い、園の実情に合わせた園ごとのマニュアルを整備し、児童の命を守る仕組みづくりにつなげてください。

今回のような事故が起こらないように、取組を進めていただきますようお願いいたします。

※ 国のガイドライン等が示された際、更新する場合があります。

目次

1	送迎開始の手続き等.....	1
	（1）実費徴収と許可申請.....	1
	（2）安全運転管理者.....	1
	（3）送迎車両の仕様.....	1
2	車両送迎の運行計画等.....	1
	（1）運行体制.....	1
	（2）運行計画.....	2
	（3）運休基準.....	2
	（4）送迎車両の安全点検.....	2
	（5）欠席連絡の確認・共有.....	2
3	運行当日の安全管理について.....	2
	（1）乗車前の準備.....	2
	（2）乗降確認.....	3
	（3）安全確認.....	3
	（4）遅延時等の対応.....	3
4	園到着後の園児の保育への引継ぎ.....	4
5	送迎後の確認.....	4
6	事故・災害発生時の対応.....	4
7	登降園管理システム等の運用.....	5
8	関係通知等.....	5

添付資料 車両送迎の安全管理マニュアル 《作成例》

1 送迎開始の手続き等

(1) 実費徴収と許可申請

利用者から実費徴収される場合、道路運送法第 78 条（※1）の規定による神奈川運輸支局長の許可が必要となります。

(2) 安全運転管理者

ア 選任及び届出

乗車定員、使用車両送迎台数等に応じて、道路交通法第 74 条の 3（※2）に基づく安全運転管理者を選任し、届出をする必要があります。

イ 安全運転管理者の業務内容

1. 運転者の適性や処分などの把握
2. 運行計画の作成
3. 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
4. 異常気象時の措置
5. 点呼による健康のチェック、日常点検
6. 運転日誌の備え付け
7. 運転者に対する安全運転指導

※今後、アルコール検知器でのチェックが追加になります。道路交通法施行規則第 9 条の 10（※3）

(3) 送迎車両の仕様

静岡県牧之原市認定こども園で起きた事故は、違法性はないもののラッピングで車体が覆われていて、窓から内部の様子が見えにくい車両になっていました。園内で話し合い、児童にとって安全な車両送迎となるよう対策を講じましょう。

2 車両送迎の運行計画等

(1) 運行体制

- 運転者と添乗者は、お互いの役割を確認し合い、連携して、児童を安全に送迎しましょう。
- 運転者や添乗者が委託契約等の場合、その契約内容が、園の安全管理に関する方針やマニュアル等を踏まえた実施内容や実施体制になっているかを確認しましょう。

ア 運転者

- ・ 車両送迎の運転者については、園で作成する運転者名簿に記載し、適正に管理しましょう。
- ・ 車両送迎の運転者については、運転免許、健康状態を把握し、安全に運行ができるようにしましょう。運転者の健康診断については、少なくとも年 1 回の受診が必要です。
- ・ 園は、運転者に対し、園で初めて送迎業務に従事する前に、未就学児を送迎する際の注意点や送迎コース上の確認及び注意点、園バスのマニュアル等の研修を行いましょ。

イ 添乗者

- ・ 送迎にあたって運転者以外の職員を 1 名以上添乗させ、児童の乗降確認や走行時の安全管理等を行いましょ。
- ・ 園が保有する普通乗用車、軽乗用車により 2 名以下の児童を送迎するときは、シートベルト

やチャイルドシートを備えた場合でも、職員を同乗させることが望ましいです。(座席が幼児専用になっている幼児専用車の場合は、チャイルドシートを取り付けることができないので免除されます。座席にシートベルトが装備されている車両を使用している場合には、チャイルドシートを取り付けることができるので使用義務は免除されません。)

- ・園は、添乗者に対し、園で初めて送迎業務に従事する前に、未就学児を送迎する際の注意点や園バスのマニュアル等の研修を実施しましょう。

(2) 運行計画

ア 送迎ルート及び所要時間

園は、契約の内容及び運用の適正性を図る観点から、送迎ルートと所要時間を定め、職員間で共有するとともに、保護者に対し、年度開始前等に時期を定め、書面により事前に説明しましょう。

参考例

〇〇園 車両送迎運行計画

ルートA

園出発 (8 : 15) ~☆☆ (8 : 30) ~△△ (8 : 45) ~園到着 (9 : 00)

イ 乗車児童名簿・座席表

- ・乗降確認のための乗車児童名簿や座席表を作成し、掲示するなどして、添乗者だけでなく、関係職員で共有できるようにしましょう。
- ・座席は、乗降の確認がしやすいよう原則として指定し、乗車児童名簿は、児童名、当日の出欠席、乗降確認ができる項目を設けましょう。

(3) 運休基準

気象状況等(台風、積雪、その他の警報等)により運行を中止する場合の基準をあらかじめ定めて、保護者に周知しておきましょう。

(4) 送迎車両の安全点検

- ・運転者は、自分の担当する送迎車両の運行の前に、道路運送車両法に基づく自動車点検基準に定める日常点検を行いましょ。また、終業後は車体の清掃、故障の有無を確認しましょう。
- ・園は、送迎車両について、法定の点検を定期的に行いましょう。

(5) 欠席連絡の確認・共有

ア 園は、児童が当日送迎を利用しない場合、園への連絡方法(電話、連絡用アプリ)や時間等をあらかじめ定め、保護者に対し、入園説明会などの機会に書面で説明しておきましょう。

イ 欠席確認ができない児童については、当日の午前中に保護者に確認しましょう。

3 運行当日の安全管理について

(1) 乗車前の準備

ア 運転者の準備

運転者の健康チェック表を作成し、車両送迎の運行の前に毎回、健康状態の確認(血圧の計測等)、アルコールチェック等を行いましょ。

イ 当日送迎を利用する児童に係る情報共有

車両送迎出発前に添乗者と運転者は、当日のバス利用児童について情報共有する方法を具体的に定めましょう。

ウ 当日の利用者、バス停の確認

車両送迎出発前に、添乗者と運転者は、停車の必要なバス停について、確認し合ひましょう。

エ 車内に持ち込む携行品

園は、運行時に車内に携行する用品の内容を事前に定めておきましょう。添乗者は、毎乗車時に、これを携行しているかを確認しましょう。

(例：乗車児童名簿、児童の送迎時に付き添う家族リスト、座席表、連絡用（公用）携帯電話、救急用品、嘔吐処理セット等)

(2) 乗降確認

ア 登園時

(ア) 乗車確認（朝・園外）

乗車した児童名、人数を確実に把握するため、添乗者による乗車児童名簿の乗車確認欄へのチェック等、具体的な手順を定めましょう。

(イ) 降車確認（朝・園内）

- ・降車した児童名、人数を確実に把握するため、添乗者による乗車児童名簿の降車確認欄へのチェック等、具体的な手順を定めましょう。
- ・降車した児童を、園内で引き継いだ職員（担任等）は、児童と乗車児童名簿を照合し、一致しないときは、どのように対応するかなど、具体的な手順を定めましょう。

イ 降園時

(ア) 降園時の児童の乗車確認（夕・園内）

乗車した児童名、人数を確実に把握するため、降園を担当する職員及び添乗者は、乗車した児童と乗車児童名簿を照合し、ダブルチェックをしながら、確実に児童を把握できるよう具体的な手順を定めましょう。

(イ) 降車時の児童の降車確認（夕・園外）

降車した児童名、人数を確実に把握するため、添乗者による乗車児童名簿の降車確認欄へのチェック等、具体的な手順を定めましょう。

(3) 安全確認

ア 乗降時の安全管理

添乗者による児童の安全を考慮した乗降方法（添乗者は先にバスを降り、バス乗降口付近の安全を確認するなど）について、具体的に定めましょう。

イ 出発時の安全管理

出発時において、添乗者による転倒防止のための児童への声かけやチャイルドシートが設置されている場合の適切な使用等、具体的な安全管理の方法を事前に定めましょう。

(4) 遅延時等の対応

ア 到着遅延時の連絡

- ・交通状況等で車両送迎の到着が遅延する場合の保護者への連絡方法（電話、連絡用アプリ）

や時間等をあらかじめ定め、保護者に対し、書面で説明しておきましょう。

イ 予定時刻に児童、保護者がいない場合の連絡手順

※児童は、確実に保護者に引き渡しましょう。

- ・登園時に、事前連絡なく予定時刻に児童及び保護者が乗車場所にいない場合の対応手順を具体的に定め、保護者に対し、書面で説明しておきましょう。

(例：あらかじめ定めた時間(○分)待つ、添乗者が園に報告の電話、発車して通過)

- ・降園時に、事前連絡なく予定時刻に保護者が降車場所にいない場合の対応手順を具体的に定め、保護者に対し、書面で説明しておきましょう。

(例：あらかじめ定めた時間(○分)待つ、添乗者が園に報告の電話、発車して通過、児童はバスで帰園、保護者には園に戻ってから連絡)

ウ 実際に予定時刻に保護者等がいない場合、利用申請時に園から説明した内容(送迎マニュアル)に沿って対応しましょう。

4 園到着後の園児の保育への引継ぎ

- ・迎車両到着後、児童の情報を添乗者から担任へ確実に引継ぐための手順を定めましょう。また、引き継いだ内容は、各児童に関わる職員間で共有しましょう。
- ・添乗職員と職員(担任)は、送迎時に使用した乗車児童名簿と園の登園児童の出欠簿を、再度突き合わせを行いダブルチェックし照合しましょう。一致しないときは、どのように対応するかなど、具体的な手順を定めましょう。

5 送迎後の確認

- ・児童降車後に再度、児童が車内に残っていないか最後部まで行って車内を丁寧に目視で確認し、報告を速やかに行うための手順を定めましょう。
- ・児童の降車後直ちに、車内の忘れ物確認や車内清掃等についても実施し、実施状況を記録しましょう。

6 事故・災害発生時の対応

- ・送迎中の事故、災害発生時の対応について、フロー図やマニュアル等を作成し、園内や車両送迎に常備しましょう。(例：児童の安全確保、警察・消防への連絡、園・保護者への連絡等の手順)
- ・事故が発生した際、横浜市(区こども家庭支援課)への報告が必要なケースがあります。私学助成の幼稚園は、神奈川県への報告となります。

<市への報告が必要な事故等>

- ①死亡事故
- ②重傷事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明)
- ③置き去り・行方不明
- ④個人情報(紛失や流出、不審者の侵入があった)・盗難
- ⑤異物混入(給食に異物が混入した場合)
- ⑥ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した

事故

※重傷事故を除く消費者事故（被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある場合）

7 登降園管理システム等の運用

- ・登園状況管理システム等（アプリ）管理している場合は、使用方法を確かめた上で園バスのマニュアルに手順等を記載しましょう。
- ・登園状況管理システム等（アプリ）に入力されている状況と、登園した児童の状況が異なった場合は、どのように対応するかなど、具体的な手順を定めましょう。

8 関係通知等

- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）」（厚生労働省・文部科学省・内閣府）
- ・「園児の人数確認の徹底について（依頼）（令和4年9月6日）」（横浜市）
- ・「事故防止と事故対応」（横浜市）

※横浜市のホームページ「事故防止と事故対応について」

【事故防止と事故対応について】

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotai/hoiku.html>



【保育・教育施設における児童の送迎車両（園バス）に係る安全管理について】

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotai/basu.html>



(※1) 道路運送法第78条

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(※2) 道路交通法第74条の3

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

(※3) 道路交通法施行規則第9条の10

「令和4年10月1日から開始予定であったアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認とアルコール検知器の常時有効に保持することを義務つける規定は、アルコール検知器の供給状況等から、事業所において、十分な数のアルコール検知器を入手することが困難であると認められ、当分の間、適用しないこととなりましたが、できるだけ早期に必要な数のアルコール検知器を入手することができるよう努めていただくことともに、既にアルコール検知器を入手することができた事業所においては、法令上の義務ではないものの、これを用いた酒気帯び確認を行うことによって飲酒運転の防止を図ること」(神奈川県警察のWEBページから)

(安全運転管理者の業務)

令和4年4月1日施行

- (1) 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること(第6号)。
- (2) 前記(1)の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること(第7号)

令和4年10月1日施行

- (1) 前記1の(1)の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと(第6号)。
- (2) アルコール検知器を常時有効に保持すること(第7号)。

(道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示について)

前記2の(2)の国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする。

車両送迎の安全管理マニュアル 《作成例》

1. 安全運転管理者

安全運転管理者…〇〇 〇〇

安全管理者の業務

1. 運転者の適性や処分などの把握
2. 運行計画の作成
3. 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
4. 異常気象時の措置
5. 点呼による健康のチェック、日常点検
6. 運転日誌の備え付け
7. 運転者に対する安全運転指導

↓ポイント

・安全運転管理者の選任、届出、業務内容は、道路交通法で定められています。
・今後、アルコール検知のチェックが追加になります。（令和4年10月1日から道路交通法の改正の予定でしたが延期になりました。）

2. 車両送迎の運行計画等

(1) 運転者の健康診断

- ・運転者は少なくとも年1回は、健康診断を受診する。

(2) 運転者の名簿

<記載例>

- 1 〇〇 〇〇
- 2 〇〇〇 〇〇
- 3 〇〇 〇〇

(3) 添乗者

<記載例>

- ・送迎時は、運転者と職員〇名が乗車する。

(4) 運転者と添乗者の研修

<記載例>

- 年〇回、園バスのマニュアル等の研修を行う。

(5) 送迎ルートと所要時間

<記載例>

ルートA

園出発（8：15）～☆☆（8：30）～△△（8：45）～園到着（9：00）

(6) 乗車児童名簿・座席表

<記載例>

- ・乗降確認のための乗車児童名簿や座席表を作成し、添乗者だけでなく、関係する職員間で共有する。
- ・座席は、原則として指定する。

↓ポイント
乗車児童名簿を作成するときは、児童名、当日の出欠席、乗降確認ができる項目を設けましょう。

(7) 運休基準

<記載例>

- ・台風、積雪、〇〇警報が発令され、安全な運航が困難と判断した際は、運休する。
- ・運休する際は、当日の朝〇時までに保護者に〇〇(手段)で連絡する。

(8) 送迎車両の安全点検

<記載例>

- ・運転者は、送迎車両の運行前に、自動車点検基準に定める日常点検を実施する。
- ・終業後は車体の清掃、故障の有無を確認する。
- ・送迎車両について、法定点検等の点検を定期的に行う。

(9) 欠席連絡の確認・共有

<記載例>

- ・児童が当日送迎を利用しない場合、保護者から電話(連絡用アプリ)で当日の〇時までに連絡をもらう。
- ・欠席確認ができない児童については、当日の午前中に保護者に確認する。

↓ポイント
保護者に対し、入園説明会などの機会に、書面で説明しましょう。

3. 運行当日の安全管理

(1) 乗車前の運転者の準備

<記載例>

- ・運転者の健康チェック表を作成し、車両送迎の運行前に毎回、健康状態の確認(血圧の計測等)、アルコールチェック、〇〇を行う。

(2) 当日送迎を利用する児童に係る情報共有

<記載例>

- ・添乗者と運転者は、当日のバス利用の有無について、〇〇して(アプリで・名簿でチェックして等)共有する。

↓ポイント
当日のバス利用の有無について共有する方法を具体的に定めましょう。

(3) 当日の利用者、バス停の確認

<記載例>

- ・車両送迎出発前に、添乗者と運転者は、停車の必要なバス停について、〇〇して(アプリで・名簿でチェックして等)確認する。

(4) 車内に持ち込む携行品

<記載例>

- ・添乗者は、毎乗車時に、これを携行しているかを確認する。
(携行品)

乗車児童名簿、児童の送迎時に付き添う家族のリスト、座席表、連絡用(公用)携帯電話、救急用品、嘔吐処理セット、ごみ袋、ウェットティッシュ、ティッシュ、おむつ、〇〇、△△

⚠ポイント

置き場所を決めて使ったら補充をしましょう。

(5) 登園時

ア 乗車前に行くこと

<記載例>

- ・添乗者は、児童の欠席状況や、その日バスを利用しない児童の確認をする。
- ・添乗者は、緊急時に備えた備品など、必要な備品が乗っているか確認する。

⚠ポイント

乗車時、降車時は、児童名、人数を確実に把握するため、添乗者による乗車児童名簿の乗車確認欄へのチェック等、具体的な手順を定めましょう。

イ 乗車時に行くこと

<記載例>

- ・添乗者は、名簿等で名前を確認しながら保護者と児童に挨拶する。
- ・添乗者は、保護者から預かる際に、児童の健康状況を視診する。気になることがあれば保護者から聞き取り、連絡シートに記入する。
- ・座席は原則として指定しておく。
- ・添乗者は、児童の人数確認をする。
- ・添乗者は、チャイルドシートやシートベルトの着用等の安全確認をする。

⚠ポイント

・低年齢児用のチャイルドシートを装備している場合は、固定されていることを確認しましょう。
・乗車時に児童がいなかった場合は、〇〇待つなど事前に決めておくことも大切です。
・バスの停留場では、どのように児童を保護者から預かるか、手順を決めておきましょう。

ウ 発車時に行くこと

<記載例>

- ・添乗者は、車内の人数確認をする。
- ・添乗者は、次の降り場に向けて発車する際、車内の児童たちが安全に座っているか等を確認して、運転者に出発準備ができたことを伝える。

エ 乗車中に行くこと

<記載例>

- ・添乗者は、車内で児童が安全に着席しているか確認する。
- ・添乗者は、園が近づいて来たら、寝ている児童がいれば起こし、降車の準備をする。
- ・添乗者は、到着時間が遅くなる場合は、園に連絡する。

⚠ポイント

・寝ている児童の様子を気かけましょう。

オ 園到着後に行くこと

<記載例>

- ・添乗者は先にバスを降り、バス乗降口付近の安全を確認してから、一人ずつ押し合いや転倒しないように誘導しながら下車させる。
- ・添乗者と運転者が最後尾まで行き、バスの座席の下や最後列の後ろ側も目視し、車内から児童が全員降車したことを確認し、ダブルチェックをする。
- ・添乗者は、ごみがあればまとめて持って降り、捨てる。使った備品があれば補充する。
- ・添乗者は、異常がないことを確認して運転者に伝える。
- ・運転者は車内の清掃、消毒を行い、帰りの乗車準備を行う。
- ・添乗者は、バスに乗車してきた児童と担任が把握している児童の出欠状況を確認し、一致しないときは、〇〇する。また、保護者からの連絡事項も担任に伝える。

♪ポイント

- ・乗車時、降車時は、児童名、人数を確実に把握するため、添乗者による乗車児童簿の乗車確認欄へのチェック等、具体的な手順を定めましょう。
- ・バス内の確認の際は、ダブルチェックをしましょう。
- ・児童たちには、順番に降りるまで、席を立たないことやバスのステップを飛び降りないなど安全管理に気を付けましょう。

(6) 降園時

ア 乗車前に行くこと

<記載例>

- ・添乗者（運転者）は、児童が集まる前に、バス内の点検をする。
- ・添乗者と担任は、バスに乗る児童の名簿を確認し、保護者への連絡事項などを確認する。
- ・バスごとに、乗車する児童の名簿を用意し、運転者と添乗者が名前と人数を確認する。
- ・座席は原則として指定しておく。
- ・運転者と添乗者は、ルートを確認をする。
- ・添乗者は、嘔吐等に備えた備品を確認する。
- ・添乗者は、バス乗車の名簿を見て児童の点呼を担任と行い、ダブルチェックし、一致しないときは、〇〇する。

♪ポイント

- ・低年齢児用のチャイルドシートを装備している場合は、固定されていることを確認しましょう。
- ・出発時間の〇〇分前には、各担任がバスに乗る児童たちをトイレに促すなど、時間に余裕をもって行動しましょう。

イ 乗車時に行くこと

<記載例>

- ・添乗者と担任は、バスに乗車する児童の名簿を用意して、児童の顔を見ながら点呼して、全員が揃っていることを確認する。
- ・添乗者は、児童たちを順番にバスに乗せ、座らせる。
- ・添乗者（担任）は、午睡布団等大きな荷物は置く位置を決め積み込む。
- ・添乗者（運転者）は、窓は児童が手などを出さない範囲で、少し開けて換気ができるようにしておく。
- ・添乗者（運転者）は、チャイルドシートやシートベルト着用等の安全確認をする。
- ・添乗者は、再度児童の人数確認をする。
- ・添乗者は、運転者に出発準備ができたことを伝える。

♪ポイント

- ・乗降中の運転者による車両周辺の安全確認や、添乗者による児童の安全を考慮した乗降方法について、具体的に定めましょう。
- ・出発時に、添乗者による転倒防止のための児童への声かけやチャイルドシートが設置されている場合の適切な使用等、具体的な安全管理の方法を事前に定めましょう。

ウ 乗車中に行うこと

<記載例>

- ・添乗者は、車内で児童が安全に着席しているか確認する。
- ・添乗者は、園が近づいて来たら、寝ている児童がいれば起こし、降車の準備をする。
- ・添乗者は、到着が遅くなる時は、園に連絡する。

♪ポイント

- ・乗車中に、児童の安全確保のために必要なことを記載しましょう。
- ・寝ている児童の様子を気かけましょう。

エ 降車時に行うこと

<記載例>

- ・添乗者は、バス停に着く前に、次に降りる児童の人数確認をする。
- ・添乗者は、降り場到着後、先にバスから降りて、車や自転車・歩行者、不審者など周りの安全を確認し、ドアの脇に立ち、必要な場合は子どもに手を貸す。
- ・添乗者は、保護者と児童の顔と名前を確認しながら、児童を順番に保護者へ引き渡ししながら、連絡事項を伝える。
- ・添乗者は、降りる予定の児童を保護者に引き渡したことを名簿等にチェックし、安全確認をしてバスに乗る。
- ・添乗者は、保護者対応等があったとしてもバス乗降口から遠く離れない(添乗者1名の場合)。
- ・降車時に保護者がいなかった場合、添乗者は、〇〇分待って園に連絡し、児童と一緒に帰園し、保護者に連絡する。

♪ポイント

- ・児童たちには、順番に降りるまで、席を立たないことやバスのステップを飛び降りないなど安全管理に気を付けましょう。
- ・降車時に保護者がいなかった場合は、〇〇分待つなど事前に決めておくことも大切です。その後の保護者連絡の流れなども併せて決めておき事前に保護者に書面で説明しましょう。

オ 発車時に行うこと

<記載例>

- ・添乗者は、車内の人数確認をする。
- ・添乗者は、次の降り場に向けて発車する際、車内の児童たちが安全に座っているか等を確認して、運転者に出発準備ができたことを伝える。

カ 園到着後に行うこと

<記載例>

- ・添乗者と運転者が最後尾まで行き、バスの座席の下や最後列の後ろ側も目視し、車内から児童が全員降車したことを確認し、ダブルチェックをする。
- ・添乗者は、ごみがあればまとめて持って降り、捨てる。使った備品があれば補充する。
- ・添乗者は、異常がないことを確認して運転者に伝える。
- ・運転者は車内の清掃、消毒を行い、帰りの乗車準備を行う。
- ・添乗者は、児童の出欠席を担当とダブルチェックし、保護者からの連絡事項を担当に伝える。

♪ポイント

- ・バス内を確認する際は、ダブルチェックをしましょう。
- ・使った備品があれば補充しましょう。
- ・教育保育への円滑な接続を図るため、園に到着後、添乗者から担任への引継ぎの手順を定めましょう。
- ・引き継いだ内容は、全職員間で共有しましょう。

4. 事故や災害が発生した時の対応

<記載例>

【運転者と添乗者の役割】

運転者…救急車、警察、園に連絡し、状況の説明、応援の要請をする。
添乗者…児童の安全確認をする。

(1) 事故が発生した場合

- ・児童の安全を確保する。
- ・車内をまわり、一人ひとりが無事かどうか確認する。
- ・けがをした児童のけがの様子、児童の状態を把握する。
- ・児童が動揺しないように落ち着かせる。

(2) けがをした園児がいる場合

- ・止血などの応急処置をする。
- ・頭部にひどいけがをした園児がいたら、動かさないで、その場で座席に寝かせて安静にさせる。
- ・児童が不安にならないように対応する。

(3) 状況を園に報告する

- ・事故現場の位置（町名、現場付近にある目印となるもの）
- ・事故の状況
- ・児童のけが
- ・応援の職員を要請する など

<連絡先>

- ・園 ○○○-○○○-○○○○
- ・警察 110
- ・消防 119

(4) 事故報告書の提出

・事故が発生し、○○の場合は、横浜市（私学助成の幼稚園は、神奈川県）に、事故報告書を提出する。

↓ポイント

・送迎中の事故、災害発生時の対応について、フロー図やマニュアル等を作成し、園内や車両送迎に常備しましょう。

・事故や災害を想定し、シミュレーションをすることも検討しましょう。

・送迎中における車内外での不慮の事故に備え、車内、車外の様子を記録できるドライブレコーダー等を整備することも有効です。記録されたデータは、保存期間を検討しましょう。

・救急車、警察、園に連絡し、状況の説明、応援の要請、児童の安全確認など事前に運転者と添乗員の役割を決めましょう。

・事前に、事故現場の位置、事故の状況、児童のけが、応援の職員を要請するなど園に報告する内容を決めておくことでスムーズに対応ができます。

↓ポイント

事故報告を提出する必要があるケースを確認しましょう。

5. 児童への安全教育

<記載例>

- ・バスの安全な乗降について年〇回、児童への教育を行う。
- ・バス内の危険個所を児童と一緒に確認する。

↓ポイント

児童の年齢に応じた安全教育の方法を検討しましょう。

6. 登降園管理システム等の運用

- ・登園状況管理システム等（アプリ）管理している場合は、使用方法を確かめた上で園バスのマニュアルに手順等を記載しましょう。
- ・登園状況管理システム等（アプリ）に入力されている状況と、登園した児童の状況が異なった場合は、どのように対応するかなど、具体的な手順を定めましょう。

7. その他、園の状況に応じて追加する項目

- ・園の状況に応じて、児童が体調不良（発熱・嘔吐・お漏らし等）を訴えた場合の対応など、項目を決めて、記載しましょう。